

令和元年度

第5回 舟形町総合発展計画策定会議

○ 日時：令和2年2月13日（木）

19：00～21：00

○ 場所：舟形町中央公民館3階大ホール

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協 議

- (1) 第7次総合発展計画の答申（案）について
- (2) 策定スケジュールについて
- (3) その他

4. 閉 会

第5回 舟形町総合発展計画策定会議

配布資料一覧

- 資料1 舟形町総合発展計画策定会議 席次表
- 資料2 舟形町総合発展計画策定会議 専門部会名簿
- 資料3 第7次舟形町総合発展計画策定スケジュール
- 資料4 第7次舟形町総合発展計画答申（案）
- 資料5 第7次舟形町総合発展計画（案）の概要
- 参照1 リーフレット『はじめよう地域の未来へ 自治体 SDGs』

舟形町総合発展計画策定会議 席次表

資料 1

策定委員会委員長
町内会長連絡協議会
会長 阿部太悦 様

舟形町副長
庄司雅人

舟形町長
森 富広

策定委員会副委員長 特別養護老人ホームえんじゅ荘 荘長 坂上 洋 様		まちづくり審議会会長 阿部弘明 様
ラッキーバッグ株式会社 薬剤師 大橋史広 様		まちづくり審議会会長代理 吉田達也 様
舟形小学校PTA 会長 植松路子 様		まちづくり審議会委員 野尻和彦 様
舟形町社会教育委員 会長 小國 隆 様		まちづくり審議会委員 大場美登理 様
もがみ南部商工会舟形支部 支部長 八鍬雅章 様		まちづくり審議会委員 沼沢 龍 様
舟形町認定農業者協議会 副会長 大場和司 様		まちづくり審議会委員 森貴久子 様
舟形町消防団 副団長 加藤嘉久 様		まちづくり審議会委員 渡邊千賀子 様
福寿野自主防災組織 副会長 佐藤日出夫 様		まちづくり審議会委員 渡辺千代恵 様
まちづくり審議会委員 富樫美貴 様		まちづくり審議会委員 信夫貴吉 様
まちづくり審議会委員 伊藤隆子 様		
事務局		

舟形町総合発展計画策定会議 専門部会名簿

資料 2

(福祉健康)

- 坂 上 洋 (特別養護老人ホームえんじゅ荘 荘長)
大 橋 史 広 (ラッキーバッグ株式会社 薬剤師)
渡 邊 千賀子 (まちづくり審議会)
森 貴久子 (まちづくり審議会)
沼 澤 伸 一 (健康福祉課長)

(教育文化)

- 植 松 路 子 (舟形小学校 P T A 会長)
小 國 隆 (舟形町社会教育委員 会長)
渡 辺 千代恵 (まちづくり審議会)
大 場 美登理 (まちづくり審議会)
鍛 冶 紀 邦 (教育委員会教育課長)

(産業経済)

- 八 鍬 雅 章 (もがみ南部商工会舟形支部 支部長)
大 場 和 司 (舟形町認定農業者協議会 副会長)
沼 沢 龍 (まちづくり審議会)
富 樫 美 貴 (まちづくり審議会)
斎 藤 雅 博 (農業振興課長補佐)

(地域づくり)

- 阿 部 太 悦 (町内会長連絡協議会 会長)
豊 岡 美 香 (子育て世代)
伊 藤 隆 子 (まちづくり審議会)
曾根田 健 (まちづくり課長補佐)

(防災安全)

- 加 藤 嘉 久 (舟形町消防団 副団長)
佐 藤 日出夫 (福寿野自主防災組織 副会長)
野 尻 和 彦 (まちづくり審議会)
伊 藤 茂 樹 (住民税務課長)

(生活環境)

- 阿 部 弘 明 (まちづくり審議会)
吉 田 達 也 (まちづくり審議会)
信 夫 貴 吉 (まちづくり審議会)
伊 藤 武 美 (地域整備課長)

第7次舟形町総合発展計画策定スケジュール

資料3

会議及び期日	主な内容
6月定例会 全員協議会 令和元年6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合発展計画の策定体制について ・ 〃 の策定スケジュールについて ・ 〃 の構成（素案）について ・ 〃 の体系（素案）について
第1回策定会議 令和元年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合発展計画の策定スケジュールについて ・ 〃 の構成（素案）について ・ 〃 の体系（素案）について
第2回策定会議 【全体会・専門部会①】 令和元年8月27日	<p>【全体会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合発展計画の構成（素案）について ・第7次総合発展計画の体系（素案）について ・検討手順の共有 <p>【専門部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期アクションプラン（素案）
9月定例会 全員協議会 令和元年9月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告 検討の進捗状況
第3回策定会議 【専門部会②】 令和元年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・短期アクションプラン（素案）
第4回策定会議 令和元年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合発展計画の答申（原案）の概要 長期構想（原案） 短期アクションプラン（原案）
12月定例会 全員協議会 令和元年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合発展計画（原案）の説明 長期構想（原案） 短期アクションプラン（原案）
第5回策定会議 令和2年2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合発展計画の答申（案）の概要 長期構想（案） 短期アクションプラン（案） ※この後、パブリックコメントを実施します。
3月定例会 全員協議会 令和2年2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合発展計画（案）の説明 長期構想（案） 短期アクションプラン（案）
答申 令和2年2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合発展計画の答申 長期構想 短期アクションプラン ※委員長から町長へ
3月定例会 令和2年3月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次総合発展計画の議決 長期構想

※上記策定スケジュールは検討の状況によって、変更になる場合がある。

第7次舟形町総合発展計画 答申（案）

基本構想

2020年（令和2年）～2029年（令和11年）

短期アクションプラン

（第2期舟形町総合戦略）

2020年（令和2年）～2024年（令和6年）

INDEX

■ はじめに……………4～10

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の基本的な考え方
 - (1) 計画の位置づけ
 - (2) 町民との協働による計画
 - (3) 各種個別計画の包括
 - (4) 持続可能性を追求する計画
- 3 計画の構成と期間
 - (1) 長期構想
 - (2) 短期アクションプラン
- 4 計画の進行管理

第2章 町の概況

- 1 立地・気候など
- 2 沿革
- 3 人口と世帯
- 4 産業構造

第3章 本町を取り巻く社会情勢

- 1 人口減少と少子化の進行
- 2 人生100年時代の到来
- 3 多様化する社会
- 4 情報通信技術の発達
- 5 防災意識の高まり
- 6 「持続可能な開発目標(SDGs)」の実施に向けた取り組み

■ 長期構想……………11～16

第1章 まちの将来像と施策の大綱

- 1 まちの将来像
- 2 基本目標と施策の大綱

<冊子全体をイメージしていただくために参考添付>

■ ふながたまちの「夢」未来予想図 ……17～24 絵画、作文、地区ビジョン

■ 人口ビジョン……………25～37

■ 短期アクションプラン……………39～109

第7次舟形町総合発展計画体系図

第1章 重点プロジェクト……………39～43

- 1 重点プロジェクトの設定
- 2 重点プロジェクト
 - (1) 100歳元気プロジェクト
 - (2) 少子化対策・子ども育成プロジェクト
 - (3) 定住・移住プロジェクト
 - (4) デジタルファーストプロジェクト

第2章 短期アクションプラン……………45～109

基本目標1 いつまでも元気で笑顔が溢れるまち(福祉健康)

- (1) 生涯を通じた健康づくりの推進
 - ・保健・医療の充実
 - ・健康寿命の延伸
- (2) 高齢者・障がい者が輝く共生社会
 - ・高齢者が安心して暮らせるまちづくり
 - ・障がい者がいきいき暮らせるまちづくり

基本目標2 町の「宝」を守り育てるまち(教育文化)

- (1) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
 - ・出会い・結婚・出産・子育てへの支援充実
 - ・保育機能の充実
- (2) 共に生きる力を育成する教育の推進
 - ・学校・家庭・地域・行政による町ぐるみ教育の充実
- (3) 生涯学習の推進と文化スポーツの振興
 - ・生涯学習の推進
 - ・芸術文化の振興と文化財の活用
 - ・スポーツの振興

基本目標3 地域の魅力・活力を生み出すまち(産業経済)

- (1) 地域の強みを生かした農林水産業の振興
 - ・儲かる農業の推進
 - ・林業・内水面漁業の持続的推進
- (2) 地域に根差した産業振興
 - ・商工業の持続的推進
 - ・交流・関係人口の拡大

基本目標4 つながり、支え合うまち(地域づくり)

- (1) 持続可能な地域づくり活動の推進
 - ・コミュニティ活動の推進
 - ・多様な担い手による活躍の推進

基本目標5 暮らし・生命を守るまち(防災安全)

- (1) 国土強靭化と地域の安全の確保
 - ・災害に強い強靭なまちづくりの推進
 - ・防犯・交通安全対策
 - ・雪に強いまちづくりの推進

基本目標6 快適な暮らしを叶えるまち(生活環境)

- (1) 生活を支える社会資本の整備・機能強化
 - ・道路・河川・水道・下水道・交通の整備
- (2) 安心して暮らせる住環境等の整備
 - ・UJIターンの促進
 - ・住環境の整備
 - ・持続可能な環境づくり

基本目標7 健全で持続可能な行財政運営(支える基盤)

- (1) 時代の変化に的確に対応する行財政運営
 - ・財政の健全化
 - ・行政の効率化
- (2) 情報力の強化
 - ・情報発信・広聴の強化

はじめに

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

舟形町では、2010年(平成22年度)から2019年(平成31年度)までの10年間を計画期間とする「第6次舟形町総合発展計画」に基づき、“安心して暮らせる住み良いまちづくり”“産業の振興と地域が活性化するまちづくり”“子育て・健康・教育の充実したまちづくり”“互助・共有・自立による協働のまちづくり”の4つの基本目標の実現に向けて、まちづくりを推進してきました。

「第7次舟形町総合発展計画」は、第6次舟形町総合発展計画を受け継ぎながら、本町をとりまく少子高齢化と人口減少の進行など社会経済情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めるために、まちの目指す将来像を掲げ、その実現に向けたまちづくりの目標や必要な施策などをまとめ、まちづくりの指針として策定するものです。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

総合計画は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための長期的なまちづくりの指針となるものです。本町の町政運営に係る最上位の計画として位置づけます。

(2) 舟形町総合戦略

本計画のうち短期アクションプランを、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく、「第2次舟形町総合戦略」として位置づけます。さらに、時点修正した「舟形町人口ビジョン」を本計画に盛り込みます。

(3) 町民との協働による計画

町民や各種団体などの意見や提案が反映されるように、町民代表で組織する発展計画策定委員会を設置するとともに、地域づくりアンケートや「地区びじょん」などにより町民の声を反映する計画を目指しました。また、実現可能で明確な目標と、簡素でわかりやすい内容や表現に努め、町民にとってわかりやすい計画の策定としました。

(4) 持続可能性を追求する計画

世界規模での社会・環境問題、そして我が国における人口減少や少子高齢化の進行などに対応し、多様性と包摂性のある持続可能な世界を実現するという壮大なチャレンジとして掲げられたSDGsの達成のために、本町が自治体レベルで取り組んでいくための指針としての役割を担います。

3 計画の構成

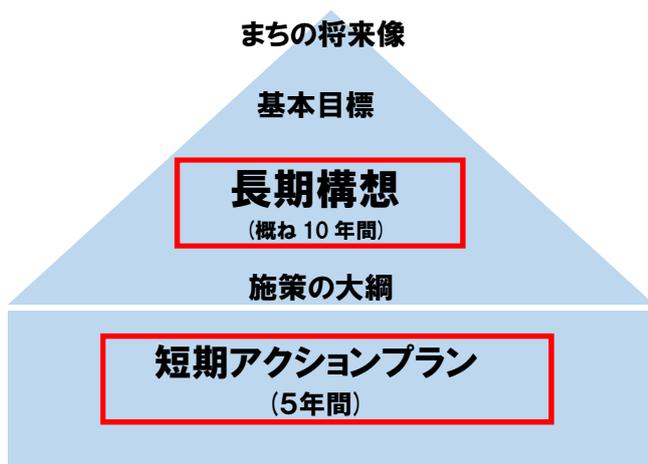
第7次舟形町総合発展計画は、「基本構想」及び「短期アクションプラン」をもって構成します。

(1) 長期構想

長期的視点で「まちの将来像」とそれを実現するための理念(基本目標)、施策の方向性(大綱)等、まちづくりの方向性を示します。

(2) 短期アクションプラン

長期構想に基づいた中期的視点な基本施策ごとに具体的な施策を掲げ、その展開方針、具体の事業・取組みとともにその進行管理のため目標指標を定めるものです。各基本施策を横断的に、かつ重点的に取り組むべき施策について「重点プロジェクト」を設けます。



(3) 計画の期間

長期構想は、2020年(令和2年度)からの概ね10年間。

短期アクションプランは2020年(令和2年度)から5年間。

4 計画の推進・検証

短期アクションプランは第2期舟形町総合戦略を兼ねることから、次の体制で推進・検証を行います。

(1) 推進体制

町長を本部長とする「舟形町地方創生戦略本部」において、全庁的な推進体制により横断的に情報共有や事業の検討を行いながら、事業の着実に効果的な実施に取り組みます。また、各施策や事業に関係する地域、産業界などと一体となり、各々の役割分担を明確にし、高い成果を挙げられるように取り組みます。

(2) 検証体制

産官学金労言及び住民で構成する「舟形町総合戦略推進会議」で施策の成果・効果の検証を行うとともに、議会の審議や町民への意見公募などで幅広く意見を聞きながら検証し、必要に応じて改善を行う仕組み(PDCA サイクル)を構築、実行していきます。

事業実施においては目標設定をした KPI 指標の達成状況についての効果測定を実施することは当然のことながら、実施した事業そのものの妥当性についても毎年振り返りを行い、検証をしていくことで次年度以降の事業を展開していきます。

5 計画の進行管理

短期アクションプランの具体的施策ごとに設定した KPI の達成状況や事業取り組みの実施状況について、毎年度、舟形町地方創生戦略本部会議等で検証を行います。

社会情勢の変化や毎年度実施する検証の結果、必要があれば具体的施策の内容の見直しを行います。

第2章 町の概況

1 立地・気候など

本町は、山形県の東北郡、最上郡の南端に位置し、南北 6.5km、東西 27.4 km と東西に細長い地形をした総面積 119.03kmの町です。奥羽山脈、出羽丘陵の山麓に囲まれ最上川に注ぐ小国川と松橋川の 2 流域に区分され、耕地及び集落は 2 つの河川沿いに広がりを持ち、町土の 7 割を占める山林に囲まれています。

気候は、内陸性で夏季冬季の寒暖の差が激しく、冬期間は最上川の峡谷部を吹き抜ける北西の季節風が強く、山間部では 2m を超える積雪となることもあります。

2 沿革

明治 22 年に現在の前身である「舟形村」が生まれる。翌 23 年に堀内地区が分村し、「舟形村」、「堀内村」として歴史を重ねてきました。昭和 29 年 12 月 1 日に「舟形村」「堀内村」が合併して、現在の「舟形町」が誕生しました。

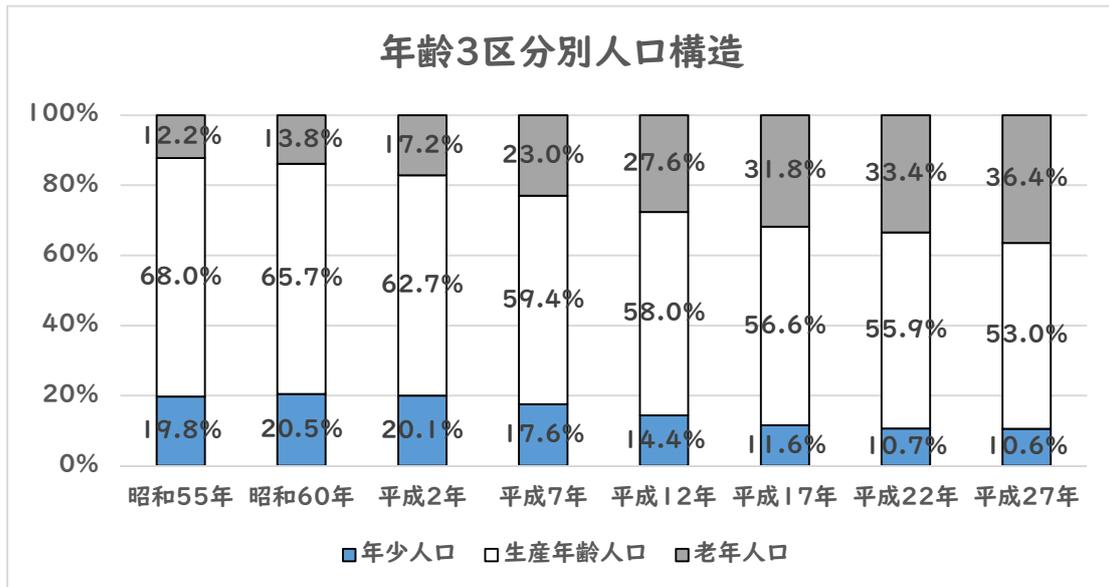
本町を東西に流れる最上小国川は清流としてその名を知られ、鮎釣りでも全国的にも有名です。周囲の丘陵地帯とあいまって縄文時代の人々に豊かな生活の糧を提供したと考えられます。その流域の河岸段丘にある西ノ前遺跡から出土した、通称「縄文の女神」と呼ばれる日本最大級（高さ 45cm）の縄文土偶は、縄文時代中期土偶で、平成 24 年 9 月に土偶としては全国で 4 番目の国宝に指定されました。

3 人口と世帯

2015 年（平成 27 年）の国勢調査によると、本町の人口は 5,631 人、世帯数は 1,621 世帯で、共に前回より減少しています。平成 2 年までの人口減少は緩やかですが、以後は早まりを見せています。世帯数も緩やかに減少していて、1 世帯あたりの人員も、1985 年（昭和 60 年）には 4.5 人だったものが 2015 年（平成 27 年）には 3.5 人になるなど、家族構成も変化してきたと考えられます。

年齢 3 区分別の人口構造の指数の推移についてみると、老年人口が 1980 年（昭和 55 年）の 12.2%から 2015 年（平成 27 年）には 36.4%と 24.2%増加している一方で、年少人口は 19.8%から 10.5%と 9.3%減少しており、少子高齢化が進行していることがわかります。



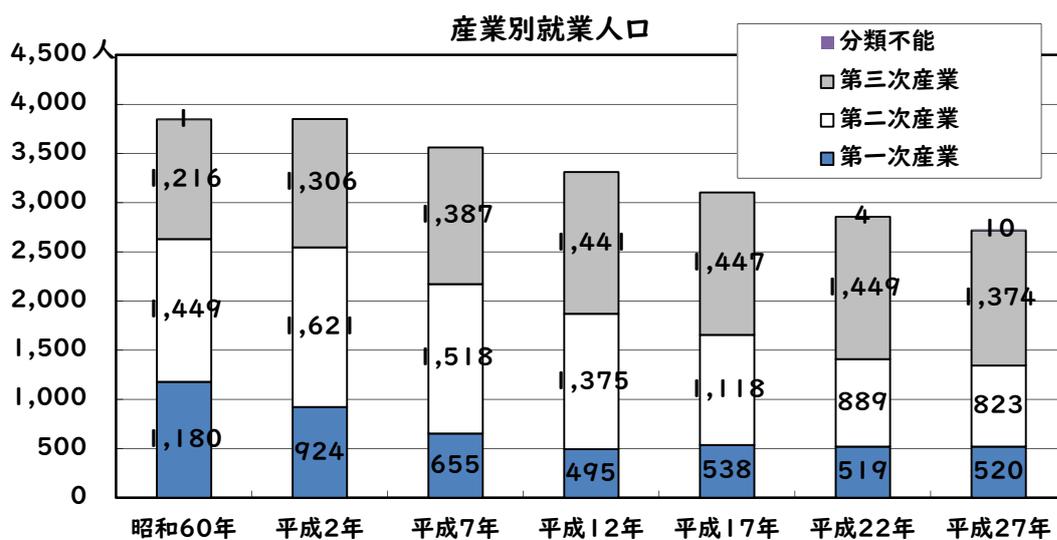


資料:国勢調査

4 産業構造

2015年(平成27年)の国勢調査によると本町の就業人口は、2,727人で、人口に占める割合は48.4%であり、このうち、農林水産業である第1次産業は520人(19.0%)、製造業や建設業などの第2次産業は823人(30.1%)、小売業やサービス業などの第3次産業は1,374人(50.1%)となっています。

2005年(平成17年)から2015年(平成27年)までの推移を見ると、全体の就業者は3,103人から2,727人と10年の間に376人が減少しており、人口と同様に就業者数も減少傾向にあります。



資料:国勢調査

第3章 本町を取り巻く社会経済情勢

1 人口減少と少子化の加速化

我が国の人口は、平成20年(2008年)をピークに減少局面に入っており、平成27年(2015年)国勢調査では約1億2,709万人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(2017年(平成29年)推計)」によると、前回の推計と比較して、今後の人口減少の速度は緩和することが予想されるものの、2065年(令和47年)には8,808万人と、2015年(平成27年)から約30%減少することが見込まれています。

国内の人口移動の状況を見ると、地方では若い世代を中心に人口の流出が続く一方、東京圏においては、転入超過により、いわゆる「東京一極集中」の傾向が続き、経済等の面における地方との格差の拡大が懸念されています。さらに、今後、少子化がより一層進行し、社会全体の活力が低下することなども懸念されています。

本町でも、出生数は近年20人を下回っており、少子化が加速していることに加え、進学・就職・結婚などで20~24歳の男女ともに大きく転出超となっています。

2 人生100年時代の到来

我が国の平均寿命は延伸が続き、「令和元年度高齢社会白書(内閣府)」によれば、2065年(令和47年)には、男性84.95歳、女性91.35歳となることが予測されている。今後も元気な高齢者は増えていくものと見込まれ、「人生100年時代」が現実のものとなりつつあります。

3 多様化する社会

生活水準の向上や科学技術の進歩などにより、個人の価値観や生活様式が多様化してきており、物質的な豊かさに加え、精神的なゆとりや生きがいを重視する心の豊かさを大切にする傾向が高まっています。

このため、一人ひとりが理想とする生き方を実現できるよう、社会が一体となって仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進していくとともに、一人ひとりの個性や創造性を発揮できる環境をつくっていくことが必要です。

また、グローバル化の進展の中で、訪日外国人観光客や外国人労働者が増加していくことが見込まれ、異なる文化や風習、宗教などを互いに受け入れ、尊重し、新たな関係性を構築していくことが求められます。

4 技術革新の進展

インターネットや携帯電話の普及により、本格的な情報社会が到来してから20年以上が経過しました。昨今では、情報通信技術がさらに進歩し、スマートフォンやタブレット端末などが普及した結果、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の利用などにより、世界中の人たちが容易に必要な情報を共有し、新たなコミュニティの形成が可能となるなど、コミュニケーションツールとしての情報通信技術の利便性はますます高まっています。

今後は、人口減少によって経済規模が縮小することや、コミュニティの維持が困難になることなどが懸念される中、国では、IoT化により全てのひととモノがつながって必要な情報が必要なときに提供される社会や、人工知能(AI)による自動走行車の運行の普及など Society5.0を進めることにより、地方でも適切な対応が求められています。

5 自然災害の頻発と激甚化

全国各地で地震や台風、豪雨災害などの自然災害が頻発、激甚化しています。

本町でも、2018年(平成30年)8月の豪雨災害により、町の全域で甚大な被害を受けました。

こうした中、国では国民の生命・財産を守るため2014年(平成26年)6月に国土強靱化基本計画を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進するとともに、地方に対しても、ハード・ソフト両面から強靱なまちづくりを求めています。

6 「持続可能な開発目標(SDGs)」の実施に向けた取り組み

国際社会では、持続可能で誰一人とり残さない包摂的な社会の実現に向けて、経済、社会、環境の課題を統合的に解決することを目指す「SDGs(Sustainable Development Goals)」の実施に向けた取り組みが進められています。

国も、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を定め、地方自治体が策定する各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。



長期構想

(これからの 10 年間の目標)

第1章 まちの将来像と基本目標、施策の大綱

1. まちの将来像

第7次舟形町総合発展計画で目指す「まちの将来像」を次のとおり定めます。

住んでいる人が誇れるまちづくり

「わくわく未来ふながた」

「縄文の女神と若鮎の里」と形容する、縄文ロマンが息づき清流最上小国川をはじめとした豊かな自然の恩恵を受ける舟形町。

豊かな自然の恵みを活かした産業で地域の活力を生み出し、この地で育まれた伝統や歴史文化を守りつなぐとともに、時代の変化に的確に対応し、子どもから大人まで「住んでいる人が誇れるまちづくり」に取り組んでいくことで、町民の誰もが幸せを実感し、そして、“わくわく”できる「わくわく未来ふながた」を創造します。

2. 基本目標と施策の大綱

「まちの将来像」の実現のために、まちづくりの理念として6本の柱とそれを支える1つの基盤からなる7つの「基本目標」を定めるとともに、それぞれの施策展開の基本的方向性を示す「施策の大綱」を次のとおり定めます。

基本目標1 いつまでも元気で笑顔が溢れるまち（福祉健康）

【施策の大綱】

1 生涯を通じた健康づくりの推進

町民の様々な医療ニーズに対応していくため、新庄市を中心とした広域な医療供給体制を確立し、誰もが健康で安心して暮らせるよう「保健・医療の充実」を進めます。

人生100年時代となり、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが健康でいきいきとした人生を送れるよう、がんや生活習慣病の予防の強化、うつ病などの早期発見と早期治療、口腔機能の維持に向けた取り組みを推進し、町民一人ひとりの「健康寿命の延伸」を目指します。

2 高齢者・障がい者が輝く共生社会

高齢者の社会参画や生きがいづくりを支援するとともに、高齢者世帯を地域全体で支え合い、高齢者が地域の中で自分らしく生活できる環境づくりを推進します。また、認知症になっても地域で生活し続けられる体制を構築していくことで、「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

障がい者が住み慣れた家や地域の中で生活できるよう、町民一人ひとりがこころのバリアフリ

一※¹ について理解を深め、尊重し合いながら共に生きていける環境を作るとともに、障がい者の療育※² 支援体制の充実・強化や就労の機会の確保・拡大に努め、「障がい者がいきいき暮らせるまちづくり」を進めます。

※¹ こころのバリアフリー

…高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に協力すること。

※² 療育

…障害を持つ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

基本目標2 町の「宝」を守り育てるまち(教育文化)

【施策の大綱】

1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

「出会い・結婚・出産・子育て」の各ライフステージにおける切れ目のない継続的な支援を充実させ、「結婚や子育てで選ばれるまち」を目指します。

舟形ほほえみ保育園における適切な保育運営を実施しつつ、家庭や地域を含めた地域全体における「保育機能の充実」を進めます。

2 共に生きる力を育成する教育の推進

児童・生徒数の減少や特別支援の必要性、価値観の多様化など学校教育現場を取り巻く環境変化に対応しつつ、子どもたちの確かな学力を育成していくため、学校・家庭・地域・行政の連携による教育環境づくりを目指します。

自然や歴史、文化、産業などの地域の教育資源の活用や地元企業と連携した、「ふるさと学習」や「総合的な学習」を実施し、郷土への理解や関心を深めるとともに、職業観・就労観の形成を促進していきます。

老朽化が進む小学校は改築による施設機能の維持を図り、中学校は校舎の改築・移転の検討を進めるとともに、英語・ICT・プログラミング教育への対応など教育環境の整備を進めていきます。

3 生涯学習の推進と文化スポーツの振興

子どもから高齢者までの全世代における生涯を通じた学びを推進していくため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、社会全体で「生涯学習の推進」を図ります。

舟形町に脈々と受け継がれる芸術文化活動や国宝「縄文の女神」をはじめとした文化財などを学べる機会を創出し、郷土への愛着や誇りを育む「芸術文化の振興と文化財の活用」を推進します。

町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、子どもの体力や運動能力の向上、地域全体の健康増進につなげるため、スポーツに関わるきっかけづくりや情報発信、体育施設の整備等により、「スポーツの振興」に取り組みます。

基本目標3 地域の魅力・活力を生み出すまち(産業経済)

【施策の大綱】

1 地域の強みを生かした農林水産業の振興

これからの町の農業を持続的に発展させるため、担い手の育成と法人化による経営基盤の強化、スマート農業による作業の効率化等を進め、競争に勝ち残るための“売れる米づくり”と園芸作物栽培に取り組むことにより、「儲かる農業の推進」を図ります。

森林資源の適正管理と有効活用に努めるとともに、水産資源の増殖活動や漁場環境の保全・管理を進めていくことで、「林業・内水面漁業の持続的推進」を図ります。

2 地域に根差した産業振興

町内の企業や商店における事業の維持・発展を図るため、生産性の向上や人材確保に向けた効果的な補助支援制度を整備していくことで「商工業の持続的推進」を図ります。

関係都市との交流事業の継続や、国宝土偶「縄文の女神」などの地域資源、ふるさと納税制度を有効活用するとともに、効果的な情報発信により、「交流・関係人口の拡大」を図ります。

基本目標4 つながり、支え合うまち(地域づくり)

【施策の大綱】

1 持続可能な地域づくり活動の推進

地域の課題解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、町民の意識の向上を図るとともに、「コミュニティ活動の推進」を支援します。

若者などの「多様な担い手による活躍の推進」を図り、地域課題の解決へ主体的な参画を促進するなど、地域への愛着や誇りを醸成します。

基本目標5 暮らし・生命を守るまち(防災安全)

【施策の大綱】

1 国土強靱化と地域の安全の確保

近年、頻発化・激甚化する地震や風水害、土砂災害など自然災害から町民の生命と財産を守るため舟形町国土強靱化計画(令和2年3月策定予定)に基づき、「事前防災・減災対策」を推進します。

地域安全対策や交通安全意識の高揚により、安心な生活を維持できる「防犯・交通安全対策」を推進します。

効率的な除排雪体制の推進や計画的なハード整備等を推進するとともに、豪雪時においても安全安心な生活環境を確保するための体制の充実を図り、「雪に強いまちづくり」を目指します。

基本目標6 快適な暮らしを叶えるまち(生活環境)

【施策の大綱】

1 生活を支える社会資本の整備・機能強化

美しく快適で暮らしやすい持続可能な地域の形成のため、既存施設の長寿命化を図り、地域にあった「道路・河川・水道・下水道・交通の整備」を推進します。

2 安心して暮らせる住環境等の整備

これからの地域の担い手を確保していくため、住宅整備事業と移住者支援の連携を図りながら、「UJIターンの促進」を推進します。

ライフステージに応じた総合的な「居住環境」の支援体制を整備するとともに、だれもが生き活きと活躍できる環境を目指します。

自然環境に配慮する循環型社会の構築や、再生可能エネルギーの導入促進と生活環境の保全により、「持続可能な環境づくり」を進めます。

基本目標7 健全で持続可能な行財政運営(支える基盤)

【施策の大綱】

1 時代の変化に的確に対応する行財政運営

長期的な視点に立った計画的な財政運営を行い、財源の適正配分、新たな財源確保に努めるとともに、経営的な視点での「財政の健全化」と、より簡素で合理的な行政運営を図ります。

社会構造の変化や多様化する町民ニーズを的確に捉え、より質の高い行政サービスを提供していくため、事務改善の推進と職員の人材育成などにより、「行政の効率化」を推進します。

2 情報力の強化

地域の特性を活かし、まちの魅力を高めるために、多様な情報発信手段を活用しながら、町民ニーズや意見を的確に把握し、町政に反映できる「情報発信・広聴の強化」に取り組みます。

● 持続可能な開発目標 (SDGs) と各施策の関連性

- 「第1章 2 計画策定の基本的な考え方」で示したとおり、本町は、本計画の推進を通して、SDGsの実現に貢献していくこととしています。
- 本計画に掲げる各施策とSDGsの17のゴールの関連性を整理すると、以下のとおりとなります。

	① 貧困	② 飢餓	③ 保健	④ 教育	⑤ ジェンダー	⑥ 水・衛生	⑦ エネルギー	⑧ 経済成長と雇用	⑨ インフラ、産業化 イノベーション	⑩ 不平等	⑪ 持続可能な都市	⑫ 持続可能な 生産と消費	⑬ 気候変動	⑭ 海洋資源	⑮ 陸上資源	⑯ 平和	⑰ 実施手段
																	
1 いつまでも元気で笑顔が溢れるまち																	
1 生涯を通じた健康づくりの推進	●	●	●														●
2 高齢者・障がい者が輝く共生社会			●					●	●	●							●
2 町の「空」を守り育てるまち																	
1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	●	●	●	●	●												
2 共に生きる力を育成する教育の推進				●				●									●
3 生涯学習の推進と文化スポーツの振興				●													●
3 地域の魅力・活力を生み出すまち																	
1 地域の強みを生かした農林水産業の振興		●				●		●	●				●	●			
2 地域に根差した産業振興								●	●	●							
4 つながり、支え合うまち																	
1 持続可能な地域づくり活動の推進				●				●		●	●						●
5 暮らし・生命を守るまち																	
1 国土強靱化と地域の安全の確保			●					●		●		●				●	●
6 快適な暮らしを叶えるまち																	
1 生活を支える社会資本の整備・機能強化			●			●		●		●	●		●	●			
2 安心して暮らせる住環境等の整備			●			●	●	●		●	●	●	●	●	●		●
7 健全で持続可能な行財政運営																	
1 時代の変化に的確に対応する行財政運営						●		●		●							●
2 情報力の強化																●	●

<参考添付>

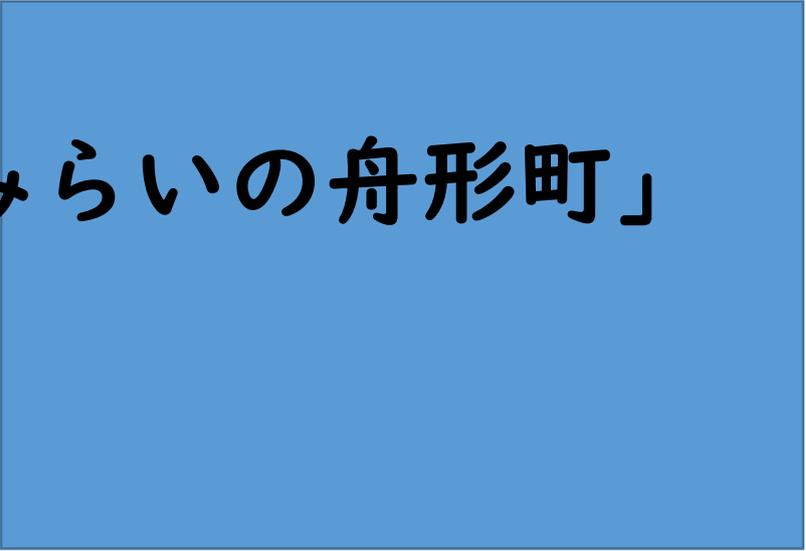
ふながたまちの「夢」未来予想図

「みらいの舟形町」

イメージ画

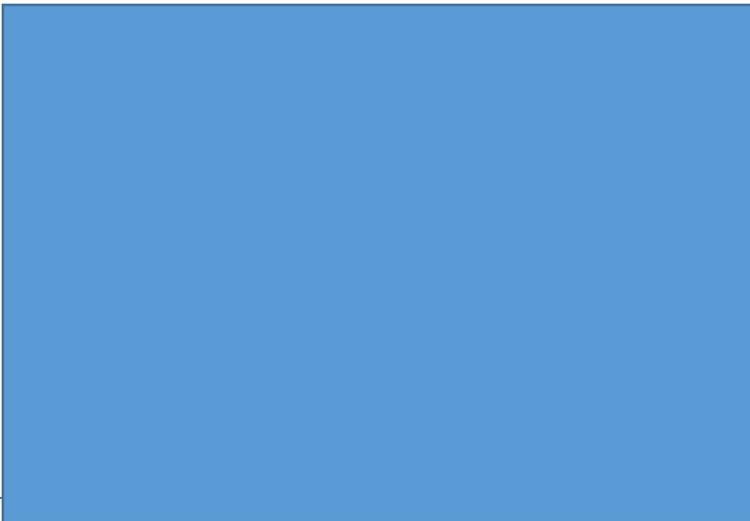


「みらいの舟形町」

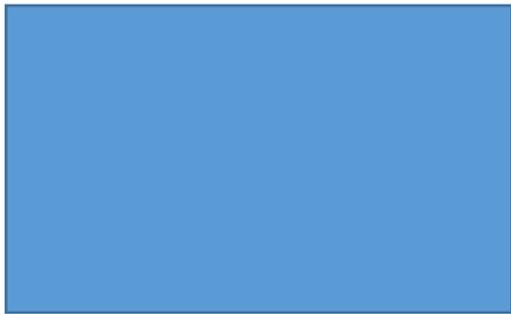




絵画



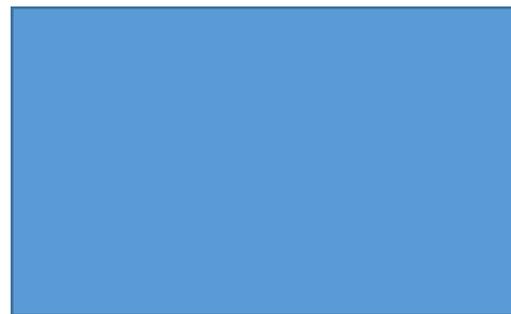
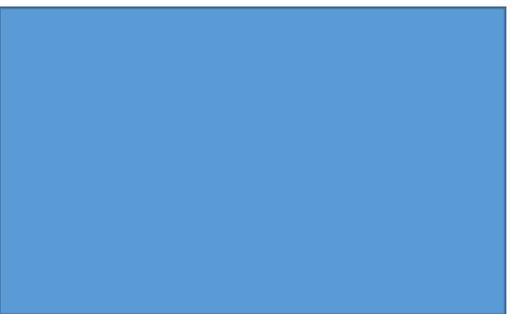
「みらいの舟形町」



作文

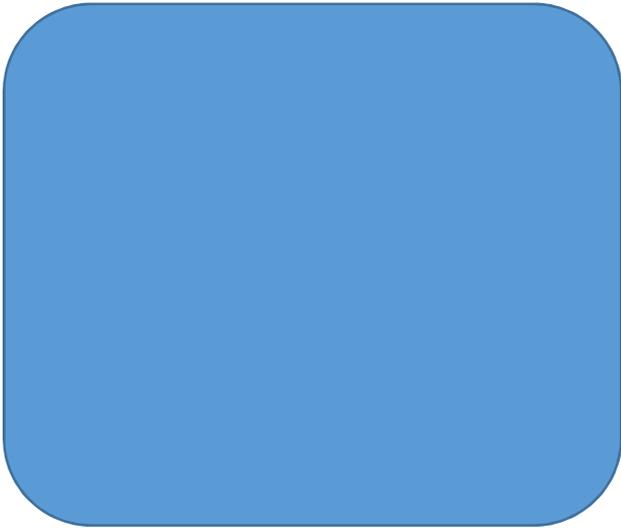


※抜粋メッセージ





地区びじょん



人口ビジョン

(これからのまちの人口)

第1章 人口ビジョンについて

1 舟形町人口ビジョンの位置づけ

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を尊重し、本町における人口の現状分析を行い、人口に関する町民の認識を共有し、国や県の示す長期ビジョンを勘案したシミュレーションを行った上で、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

2 舟形町人口ビジョンの対象期間

舟形町人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間を踏まえ、平成 27 (2015) 年度から令和 42 (2060) 年度までとします。

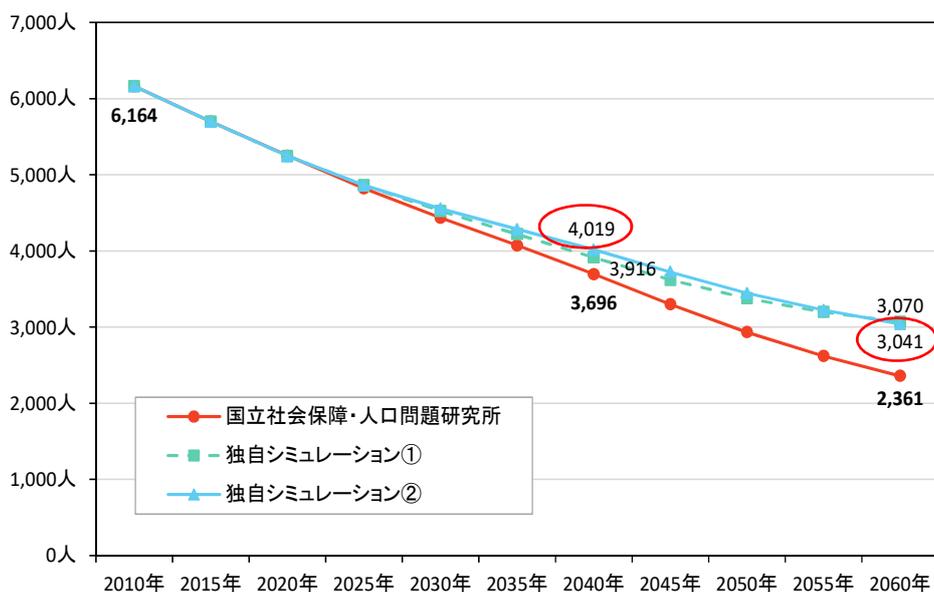
第2章 人口の現状・将来分析と課題

1 これまでの推移と今後の展望

(1) 「舟形町人口ビジョン」で示した将来展望とこれまでの推移

- 平成27年10月に策定した「舟形町人口ビジョン」では、本町人口の将来展望について推計を行い、戦略人口として 2040 年(令和 22 年)の本町人口は概ね 4,000 人程度、長期的には 2060 年(令和 42 年)の 3,000 人程度で安定するとの見通しを示しています。
- 一方、平成 25 年公表の国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の人口推計と同様の方法で推計した場合、2060 年(令和 42 年)の本町人口は概ね 2,300 人程度で、その後も人口減少が続いていくとしています。
- 将来展望の実現のためには、本町の実情を踏まえた、戦略的な取組みが求められことから、同じく平成27年10月に「舟形町総合戦略」を策定し、人口減少対策に力を入れて取り組んできました。

平成 27 年 10 月策定時の人口推計



【独自シミュレーション①】

合計特殊出生率が上昇(2025年以降:2.50)するとともに、転入数が転出数を上回る
(純定住率が2060年までに「1」まで上昇)

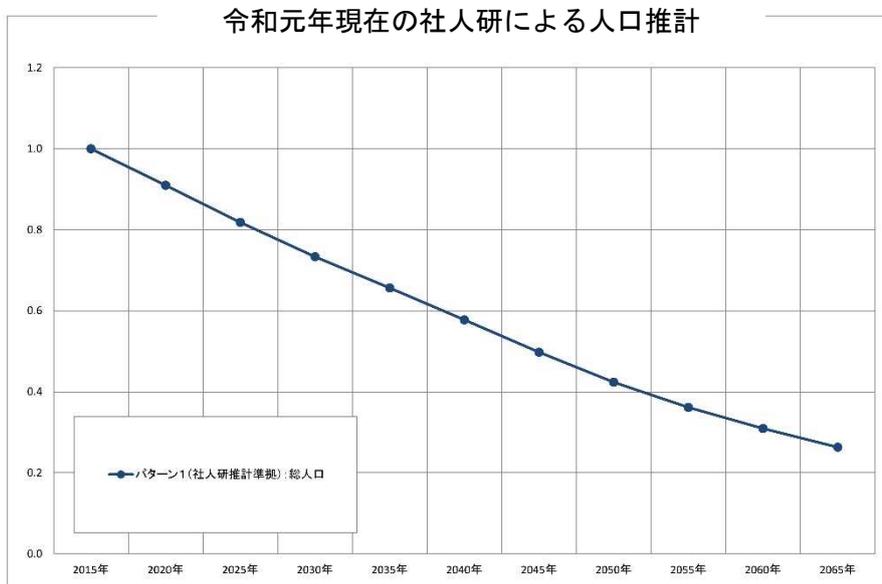
【独自シミュレーション②】

<自然動態>合計特殊出生率が上昇(2030年以降:2.19)

<社会動態>転入数が転出数を上回る(純定住率が2040年までに「1」まで上昇し、その後均衡)

(1) 2015年(平成27年)の国勢調査の結果を踏まえて

- 社人研では、平成30年に、直近の国勢調査の結果等を踏まえた新たな人口推計を行っている。平成25年公表の推計に比べ、概ね2040年(令和22年)以降で見ると、人口減少はより深刻化する見込みとなっています。このままの状況が続いた場合、本町の人口は、同ビジョンが示す将来展望はもとより、社人研推計を下回る形で推移していくことも想定されています。



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
令和元年6月推計	5,631	5,124	4,608	4,131	3,696	3,254	2,803	2,386	2,036	1,743	1,482
平成25年3月推計	5,698	5,251	4,822	4,437	4,073	3,696	3,302	2,934	2,622	2,361	—

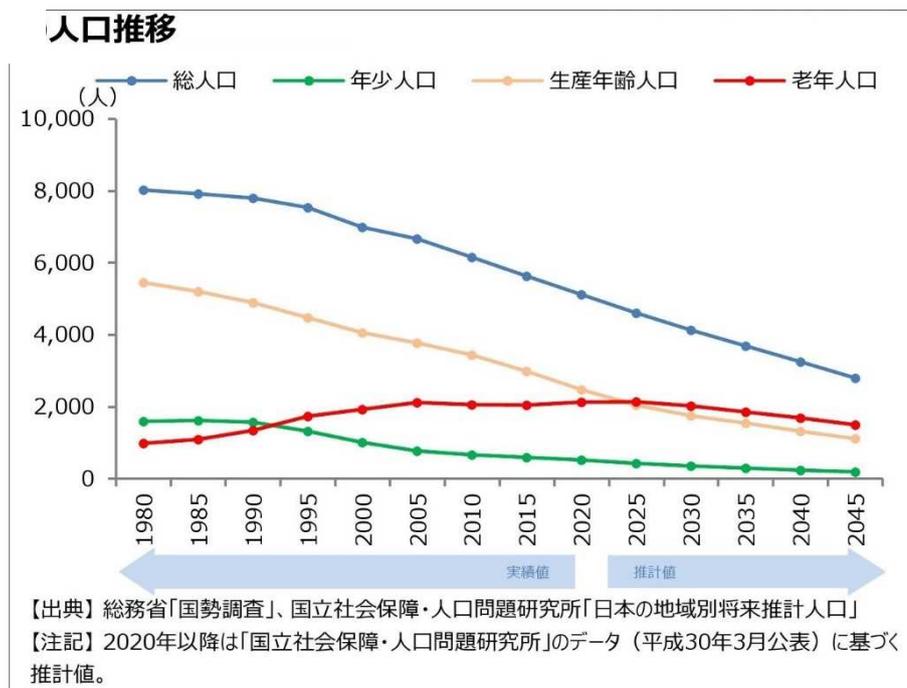
2 人口動向の分析

(1) 総人口の動向

- 本町の人口は1955年(昭和30年)の11,891人を最高に、1975年(昭和50年)ごろまで高度経済成長期に伴う首都圏等他地域への人口流出による減少が始まりました。その後は1990年(平成2年)まで、人口の減少は比較的緩やかになっています。
- 1995年(平成7年)以降は、社会的な少子高齢化等の影響もあり、徐々に人口の減少が加速している状況です。

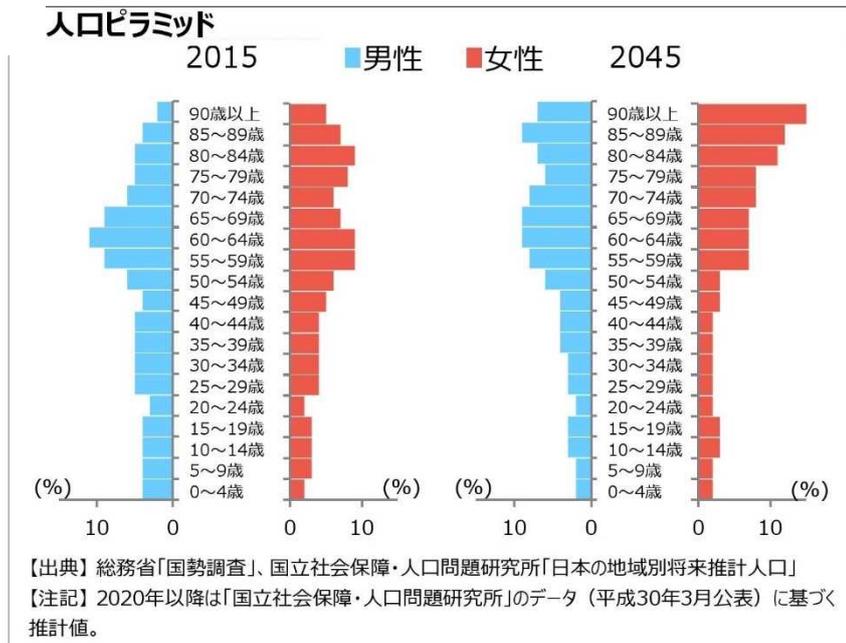
(2) 年齢別人口の動向

- 年齢3区分別の人口構造の推移についてみると、老年人口(65歳以上)が1980年(昭和55年)の983人から2015年(平成27年)には2,050人と約1,000人増加している一方で、年少人口(1~14歳)は1,589人から596人と約1,400人減少しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

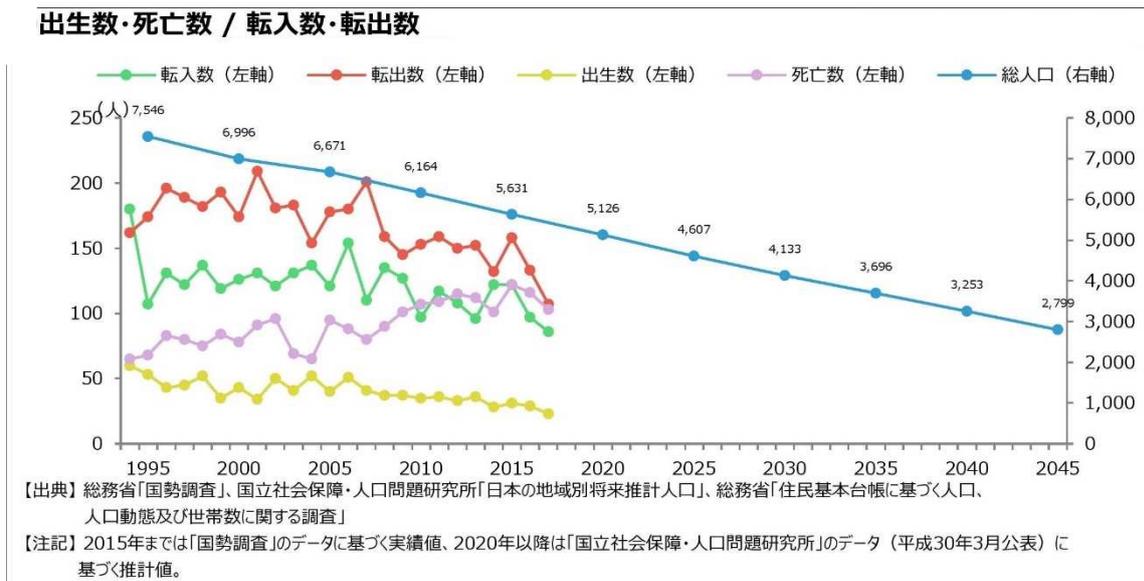


	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
総人口	8,028	7,920	7,806	7,546	6,996	6,671	6,164	5,631	5,126	4,607	4,133	3,696	3,253
年少人口	1,589	1,622	1,568	1,326	1,006	772	659	596	516	423	359	296	241
生産年齢人口	5,456	5,202	4,898	4,484	4,057	3,778	3,445	2,985	2,476	2,044	1,750	1,549	1,324
老年人口	983	1,096	1,340	1,736	1,933	2,121	2,060	2,050	2,134	2,140	2,024	1,851	1,688

- 2015年(平成27年)の本町の5歳階級別の人口構造をみると、団塊の世代を含む65~69歳の人口に比べ、60~64歳の人口の割合が大きくなっており、今後さらに高齢化が進むことが予測されます。



(3) 人口動態



① 自然動態

○ 2013～2017年（平成25～29年）の5年間の出生・死亡者数をみると、死亡数は多少の振幅はあるものの、100人前後とほぼ横ばいで推移していて、出生数は年々減少傾向にあります。最近3カ年では死亡者数が出生数を80人前後上回っています。

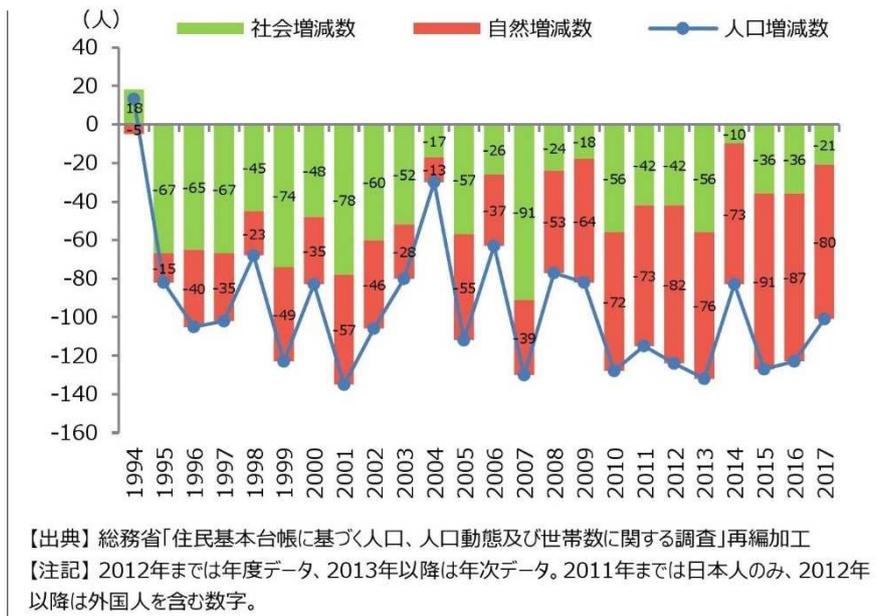
	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
出生数	60	53	43	45	52	35	43	34	50	41	52	40
死亡数	65	68	83	80	75	84	78	91	96	69	65	95
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
出生数	51	41	37	37	35	36	33	36	28	31	29	23
死亡数	88	80	90	101	107	109	115	112	101	122	116	103

②社会動態

○ 2013～2017年(平成25～29年)の5年間の転入・転出者数をみると、多少の振幅はあるものの、いずれも転出超過となっています。特に2013年(平成25年)では転入者96人に対し、転出者152人で、56人の転出超となっています。

	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
転入数	180	107	131	122	137	119	126	131	121	131	137	121
転出数	162	174	196	189	182	193	174	209	181	183	154	178
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
転入数	154	110	135	127	97	117	108	96	122	122	97	86
転出数	180	201	159	145	153	159	150	152	132	158	133	107

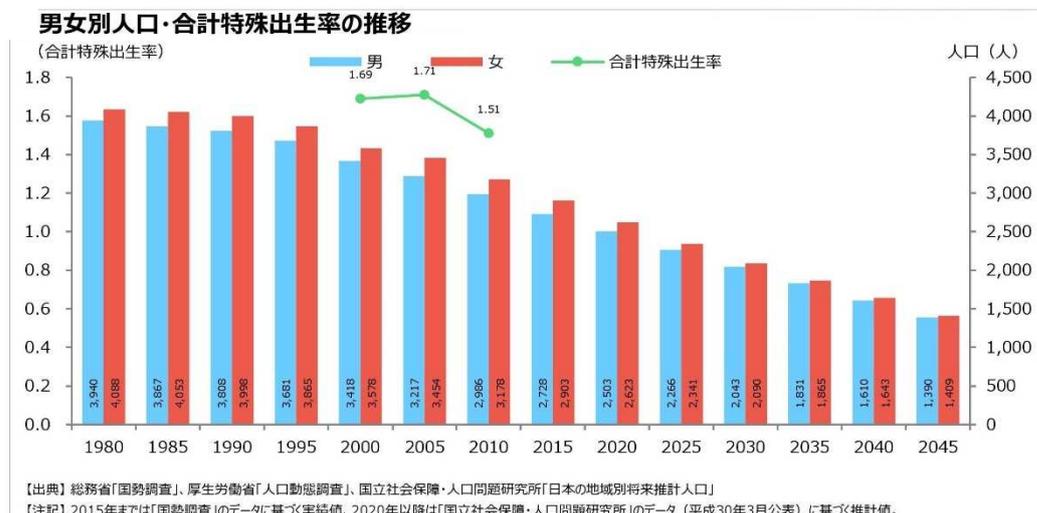
自然増減・社会増減の推移



(4) 要因別分析

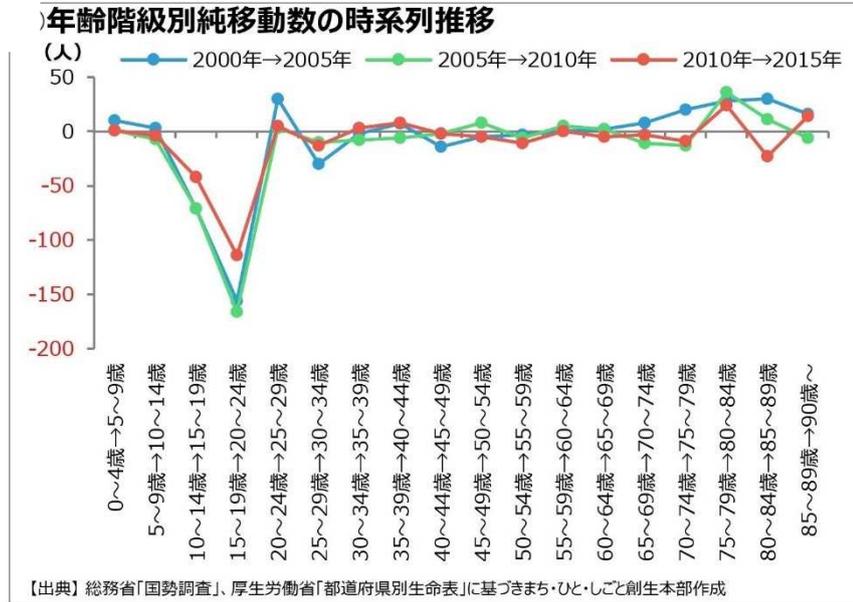
①出生の状況

○ 1998年(平成10年)～2012年(平成24年)の合計特殊出生率の推移をみると、2003年(平成15年)～2007年(平成19年)の1.71から、2008年(平成20年)～2012年(平成24年)には1.51に減少しました。

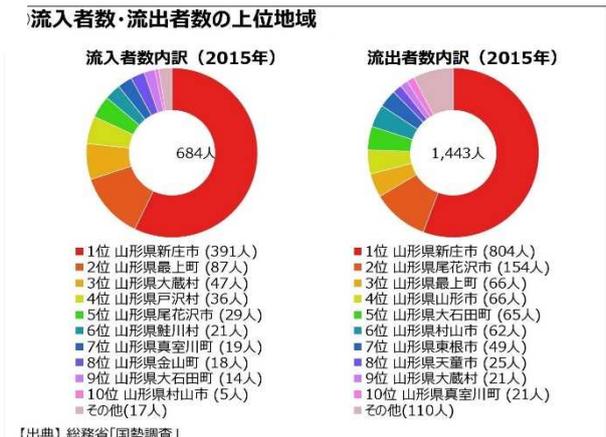
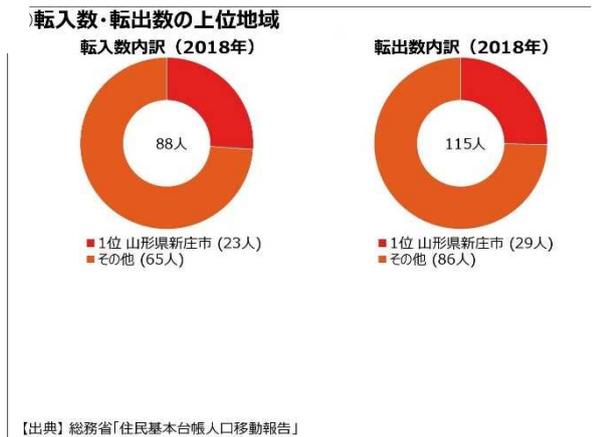


②転入・転出の状況

○ 2015年(平成27年)の転入・転出の差である純移動数について、性別・年齢区分別にみると、“20～24歳”で大幅な転出超過となっています。これは進学、就職、結婚等の移動を伴うライフイベントが要因であると考えられます。



○ 2018年(平成30年)の転入・転出の状況を居住地別にみると、県内では転入・転出ともに新庄市が最も多く、転入では全体の約3割を占めています。また、2015年(平成27年)の通勤・通学者による流入・流出者数も新庄市が最も多く、全体の5割以上を占めています。



3 将来人口の推計

(1) 人口推計について

- 本町における人口の現状についての分析を踏まえ、いくつかの前提条件の基で、将来人口推計を行います。

[パターン1:社人研推計準拠]

- 国立社会保障・人口問題研究所による推計です。

3要素	将来設定の基本的な考え方
出生	原則として、2015年(平成27年)の全国の子ども女性比(15~49歳女性人口に対する0~4歳人口の比)と各市区町村の子ども女性比との比をとり、その比が概ね維持されるものとして2020年(令和2年)以降、市区町村ごとに仮定。
死亡	原則として、55~59歳→60~64歳以下では、全国と都道府県の2010年(平成22年)→2015年(平成27年)の生残率の比から算出される生残率を都道府県内市区町村に対して一律に適用。60~64歳→65~69歳以上では、上述に加えて、都道府県と市区町村の2000年(平成12年)→2010年(平成22年)の生残率の比から算出される生残率を市区町村別に適用。
移動	原則として、2010年(平成22年)~2015年(平成27年)の国勢調査(実績)等に基づいて算出された移動率が、2040年(令和22年)以降継続すると仮定。

[パターン2:独自推計]

- 社人研をベースに見込んだ独自推計です。

3要素	将来設定の基本的な考え方
出生	合計特殊出生率が2030年(令和12年)までに1.70まで上昇、その後は1.70を維持するものと仮定。
死亡	パターン①と同様。
移動	25~44歳の層の移動(純移動率)のマイナス値をゼロ(均衡)まで引き上げると仮定。

[シミュレーション1:パターン①+出生率上昇]

- 国提示の基本的シミュレーションで、社人研による推計をベースに、出生率の上昇を見込んだ推計です。

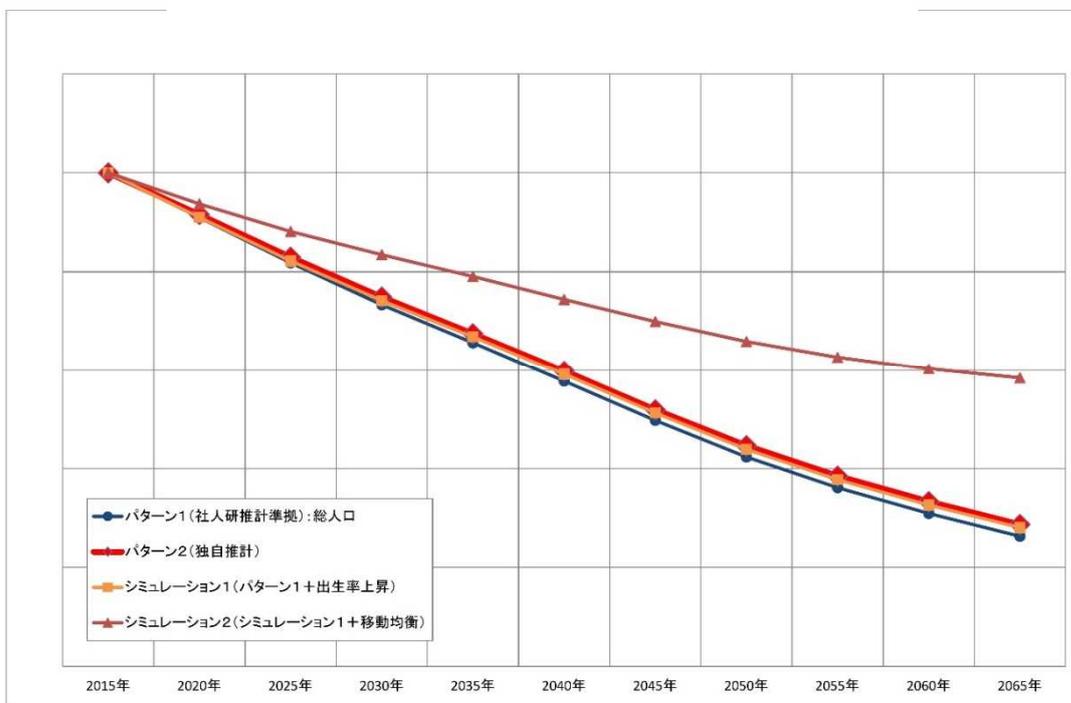
3要素	将来設定の基本的な考え方
出生	合計特殊出生率が2030年(令和12年)までに人口置換水準(2.1)まで上昇、その後は2.1を維持するものと仮定。
死亡	パターン①と同様。
移動	パターン①と同様。

[シミュレーション2:パターン①+移動ゼロ]

○国提示の基本的シミュレーションで、パターンシミュレーション1をベースに、移動がゼロ(均衡)を見込んだ推計です。

3要素	将来設定の基本的な考え方
出生	合計特殊出生率が2030年(令和12年)までに人口置換水準(2.1)まで上昇、その後は2.1を維持するものと仮定。
死亡	パターン①と同様。
移動	移動(純移動率)がゼロ(均衡)で推移すると仮定。

この4種類の推計結果は、以下のとおりです。



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
パターン1	5,631	5,124	4,608	4,131	3,696	3,254	2,803	2,386	2,036	1,743
パターン2	5,631	5,139	4,645	4,192	3,777	3,352	2,910	2,498	2,151	1,859
シミュレーション1	5,631	5,127	4,629	4,179	3,765	3,335	2,889	2,475	2,128	1,838
シミュレーション2	5,631	5,277	4,964	4,701	4,453	4,191	3,939	3,711	3,531	3,395

4 人口の変化による課題と影響

(1) 自然動態からみた課題

- 死亡数は100人前後で推移していますが、高齢化に伴い当面は増加することが想定されます。
- 出生数は毎年20人程度となっていますが、今後も減少が予想されます。

(2) 社会動態からみた課題

- 現在転出超過が著しくなっています。
- 移動の状況を性別・年齢別にみると、「20～24歳」では男女ともに大きく転出超となっており、その要因は進学・就職・結婚等が考えられます。
- 転出入先でみると、ともに「新庄市」が最も多くなっており、日常的な生活圏（通勤・通学等）をみても「新庄市」との繋がりは非常に強いものがあります。
- “働く場”としての新庄市の位置づけは高いものがありますが、舟形町の“住む場”としての魅力を高め、転出を抑制し転入を促進していくことが重要な課題となります。

(3) 将来人口の見通しとその影響

- 人口減少による一般的な影響としては、次のような点が挙げられます。

① 町民生活への影響

一定数の人口の上に成り立つ身近な各種サービス（小売、飲食、娯楽、医療など）が、人口減に伴い地域から減少、また、公共施設や学校の統廃合等により様々なサービス・利便性の低下が想定されます。

また、単に住民生活が不便になるというだけでなく、近隣住民同士の付き合いや地域活動への参加などが減少し、自治会や町内会、消防団などの地域の自立的な活動にも影響を及ぼしていくことが懸念されます。

② 地域経済への影響

人口減少は、地域における消費活動を減退させるだけでなく、労働に従事する人口も減少することから、女性や高齢者の活用が進まない場合、労働力不足やそれに伴う生産量の低下が懸念されます。

③ 行財政への影響

経済規模が縮小していく場合、それに伴い税収等の落込みが予想されますが、人件費や公債費、社会保障関係経費等は、歳入の減少に応じた削減が困難であり、財政の硬直化が進行する恐れがあります。

第3章 人口の将来展望

1 目指すべき方向

舟形町の人口は、昭和 30 年以降人口減少が続いています。

従前は、日本の高度経済成長の流れの中で、地方から首都圏等への人口移動ということで、転出者が多く出ていましたが、近年は、「少子高齢化」という人口構造上の問題が大きくなり、人口減少に拍車をかけています。

今後は、舟形町が人口減少を少しでも抑制し、より活力のあるまちづくりを持続していくために、次の考え方を基本とします。

(1) 出生数減少の抑制

女性の有配偶率（結婚をしている率）は、舟形町の場合は現状の国や県と比較しても低くはありません。しかしながら、若者人口の減少により、出会いの機会が少なくなっているのも現実です。

また、合計特殊出生率については、国や県よりも高い状況にありますが、人口置換水準には達しておらず、安心して子供を産み育てる環境づくりが必要となります。

今後は、「出会い」・「結婚」・「出産」・「子育て」というそれぞれのステージに対応したきめ細かい支援体制を充実し、出生数を少しでも増やしていく対策を講じます。

(2) 住宅のまち・舟形の環境整備

定住のための条件として「働くこと」と「住む場所の確保」は必須の条件となります。

しかしながら、本町の立地特性を考えた場合、すべての労働者を町内だけで雇用していくことは困難です。そのため、町内での雇用を創出することに加え、周辺地域との連携やネットワークづくりによる「雇用の場」の確保を目指します。

さらに、周辺地域との広域連携の中で、子育て世代の世帯などに「住む場」として選んでいただけるような、舟形町の自然・歴史・文化といった地域資源を最大限活かした落ち着いたある住環境の形成に努めます。

(3) 移住者（UJIターン）の受け入れを促進していきます

進学、就職、結婚等の移動を伴うライフイベントが要因で転出した 20～24 歳の方が、ライフステージの転換期（25～44歳）に舟形に帰ってきやすい環境をつくれます。

また、新たな就農者対策や地域産業の後継者対策を充実し、若者を中心とした移住者が町で活躍できる場を設け、新たな町の活力となるような仕組みづくりを推進します。

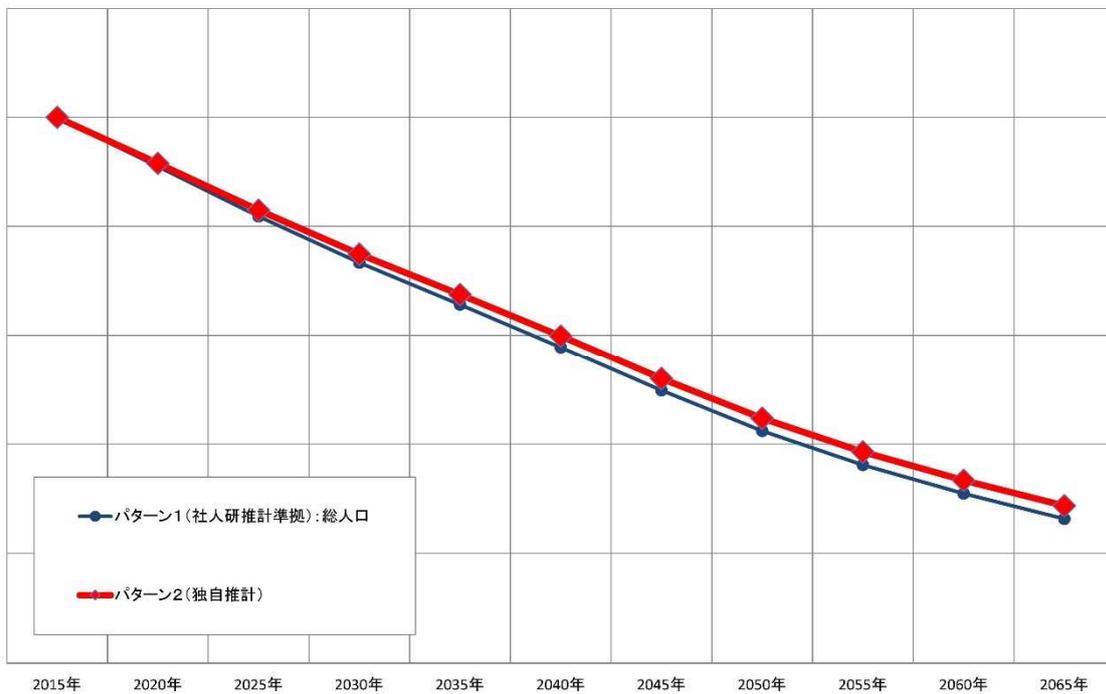
2 舟形町の戦略人口

このままの人口減少の傾向が続いた場合を「趨勢(すうせい)人口」(パターン①の社人研による推計)、今後の舟形町が目指す将来人口を「戦略人口」として、2040年、2060年の人口は次のものとします。

	2040年	2060年
趨勢人口	3,254人	1,743人
戦略人口	3,352人	1,859人

舟形町の趨勢人口と戦略人口

(単位：人)



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
趨勢人口	5,631	5,124	4,608	4,131	3,696	3,254	2,803	2,386	2,036	1,743
戦略人口	5,631	5,139	4,645	4,192	3,777	3,352	2,910	2,498	2,151	1,859

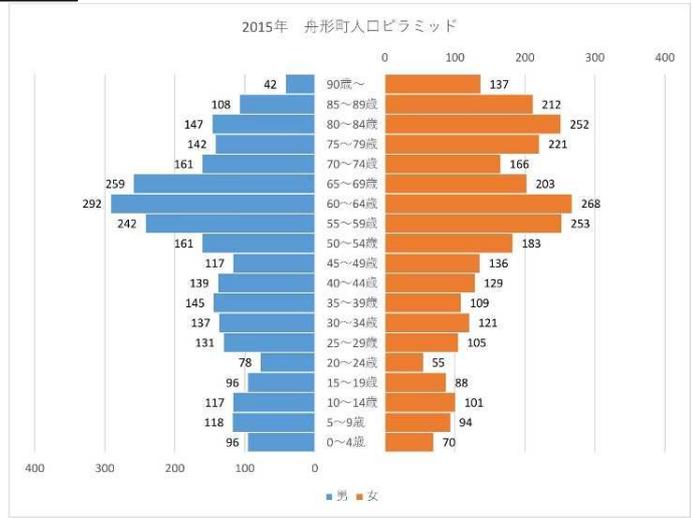
戦略人口における合計特殊出生率及び純移動率については、次のように設定しています
(前述のパターン④)。

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
合計特殊出生率	1.51	1.51	1.56	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70

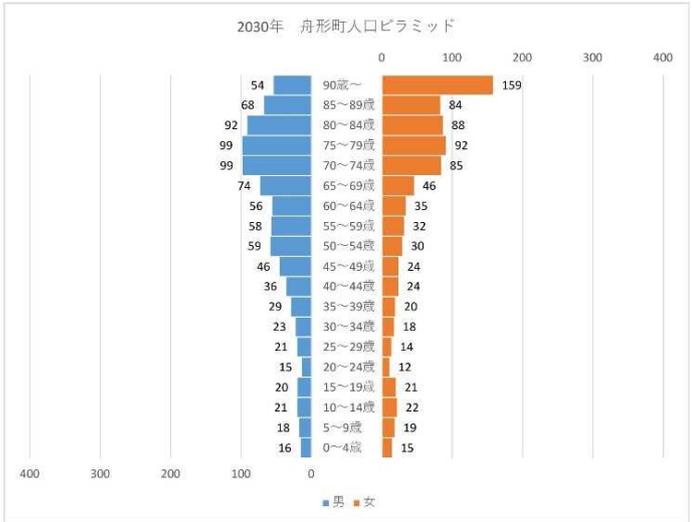
	設定
移動	25~44歳の層の移動(純移動率)のマイナス値をゼロ(均衡)まで引き上げると仮定。

2060年の人口構造を比較すると、趨勢人口に対し、戦略人口では全体的に若干の改善が見られます。

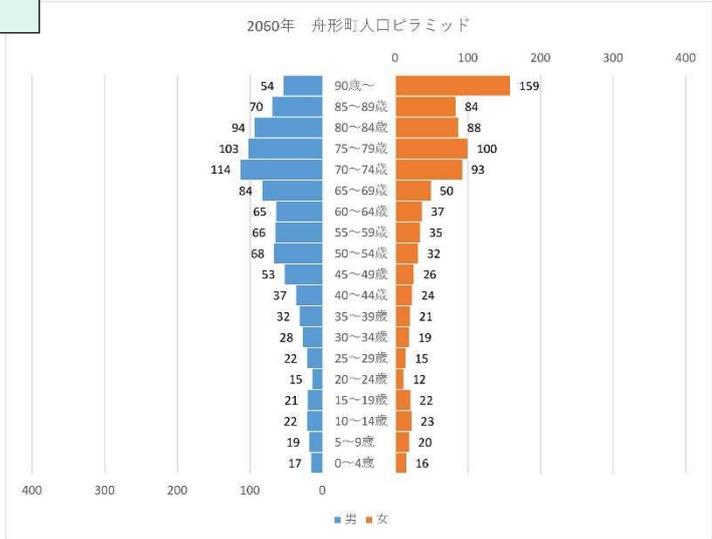
国勢調査人口（2015）



趨勢人口（2060年）



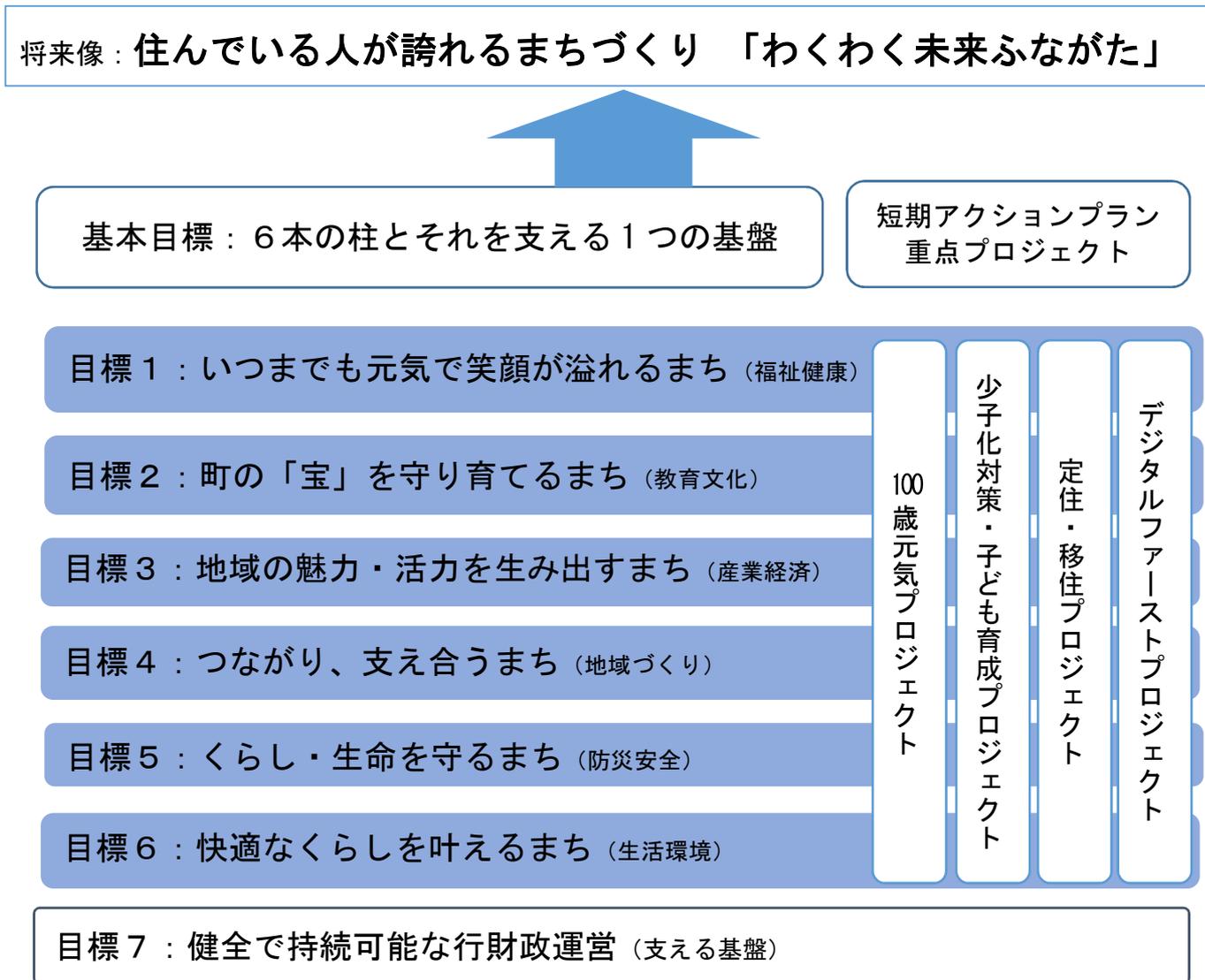
戦略人口（2060年）



短期アクションプラン
(これからの5年間の目標)

第2期舟形町総合戦略

第7次舟形町総合発展計画体系図



第1章 重点プロジェクト

1. まちの将来像

基本構想に掲げるまちの将来像の実現のために、まちづくりの目標を定め、領域別にまちづくりの理念、方向性や取り組む施策を示していますが、町が抱えている人口減少や少子高齢化などの課題の解決には、領域の垣根を越え重点的かつ横断的に取り組むことも重要です。

短期アクションプラン期間内において、重点的かつ横断的に取り組む施策を「重点プロジェクト」として位置づけ、具体的な施策の取り組みを積極的に進めます。

(1) 100歳元気プロジェクト

○取り組みの内容

元気で健康に生きることは誰しもの願いです。町では、町民のみなさんが笑顔で毎日の生活を送れるように支援していきます。また、町民のみなさんが主体的に健康づくりを進めるために目標値を掲げ、様々な支援を展開しています。

乳幼児期から高齢期に至るまで、一人ひとりの適性や体力に応じた健康づくりに取り組むことにより、健康感や生きがい感を高め健康寿命の延伸を目指します。

○具体的施策の内容

分野	基本施策	具体的施策
福祉健康	健康寿命の延伸	生活習慣病対策の強化と重症化予防
		がん予防対策の推進
		生涯を通じた口腔機能の維持
	高齢者が安心して暮らせるまちづくり	社会参画・生きがいづくり等の支援
地域支え合い		
教育文化	出会い・結婚・出産・子育てへの支援充実	妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援
		経済的負担の軽減
	スポーツの振興	子どもの体力・運動能力の向上
		健康スポーツ・競技スポーツの推進

(2) 少子化対策・子ども育成プロジェクト

○取り組みの内容

結婚、出産、子育ての希望が叶えられ、子どもの笑顔があふれる町を目指して取り組みを推進します。経済的理由や子育てと仕事の両立の点などからあきらめることがないように、ライフステージを通じた総合的な支援により、町民すべての「みんなの少子化対策」を目指します。

○具体的施策の内容

分野	基本施策	具体的施策
教育文化	出会い・結婚・出産・子育てへの支援充実	結婚支援
		妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援
		経済的負担の軽減
	保育機能の充実	保育サービスの充実
		就学前教育
		放課後児童支援
学校・家庭・地域・行政による町ぐるみ教育の充実	確かな学力の育成、	
	地域に学び、地域を愛する教育の充実	
産業経済	商工業の持続的推進	企業の維持・発展と雇用の創出
地域づくり	多様な担い手による活躍の推進	男女ともに活躍できる環境づくり
生活環境	住環境の整備	定住環境の整備

(3) 定住・移住プロジェクト

○取り組みの内容

これまで以上に「住んでいる人が誇れる町」を目指し、各種事業を推進します。さらに、将来を担う子どもたちが、「舟形町に住みたい」と感じ選んでもらえるように、地域を深く理解し郷土愛を育む取り組みを行います。

また、町の魅力や多様な支援策の情報を移住セミナーや様々な媒体で積極的に発信し、町外からの移住者確保につなげていきます。

○具体的施策の内容

分野	基本施策	具体的施策
教育文化	学校・家庭・地域・行政による町ぐるみ教育の充実	地域に学び、地域を愛する教育の充実
		職業観・勤労観の育成
産業経済	商工業の持続的推進	企業の維持・発展と雇用の創出
地域づくり	多様な担い手による活躍の推進	多種多様な人材等の活用と連携の推進
生活環境	UJIターンの促進	孫プロジェクト等によるUターン施策の展開
		移住施策の展開
	住環境の整備	定住環境の整備
		空き家対策

(4) デジタルファーストプロジェクト

○取り組みの内容

国が目指すべき未来社会の姿として提唱する Society 5.0^{※1} は、IoT^{※2} や AI(人工知能)、クラウド、ドローン、自動走行車・無人ロボットなどの最新テクノロジーの活用により、最終的には少子高齢化・地域格差・貧富の差による課題解決を目指すものです。

町では町民や事業者等が ICT 技術の活用による具体的なメリットを実感できることを目指します。特に、光ファイバや 5G^{※3} などの活用による新たな行政サービスにより、地域課題の解決や町民の生活の利便性向上につなげていきます。

※1 Society5.0…

サイバー空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

※2 IoT…

従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ(センサー機器、駆動装置、建物、車、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換する仕組み。モノのインターネットといわれる。

※3 5G…

第5世代移動通信システム

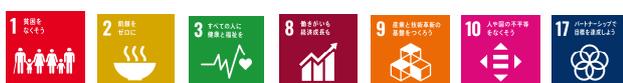
○具体的施策の内容

分野	基本施策	具体的施策
福祉健康	高齢者が安心して暮らせるまちづくり	社会参画・生きがいづくり等の支援
教育文化	学校・家庭・地域・行政による町ぐるみ教育の充実	確かな学力の育成
		地域に学び、地域を愛する教育の充実
		小・中学校の施設整備と教育環境の充実
産業経済	儲かる農業の推進	スマート農業の導入
	商工業の持続的推進	町内商店の商業機能の維持
	交流・関係人口の拡大	各種イベントや施設情報の発信 ふるさと納税の推進
生活環境	道路・河川・水道・下水道・交通の整備	公共交通体系の整備
行財政運営	行政の効率化	民間活力及びICTの活用推進
	情報発信・広聴の強化	情報発信の強化
		広聴活動の充実

基本目標 1

いつもまでも元気で笑顔が溢れるまち【福祉健康】

数値目標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
要介護認定率	18.7%	20%



基本施策	具体的施策
(1) 保健・医療の充実	①地域医療との連携の強化 ②二次医療圏供給体制の確保
(2) 健康寿命の延伸	①生活習慣病対策の強化と重症化の予防 ②がん予防対策の推進 ③こころの健康づくりの推進 ④生涯を通じた口腔機能の維持 ⑤医療費適正化の推進
(3) 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	①社会参画・生きがいづくり等の支援 ②地域支え合い ③認知症の人と支える家族へのサポート
(4) 障がい者がいきいき暮らせるまちづくり	①こころのバリアフリーの推進 ②療育体制の充実・強化 ③就労の促進

1 福祉健康-1 生涯を通じた健康づくりの推進-基本施策 1 保健・医療の充実

●現状と課題

① 地域医療との連携の強化

町内には、診療所が1カ所、歯科医院が1カ所ありますが、疾病の予防と早期発見早期治療のために、地域医療との連携を強化していく必要があります。

また、在宅医療の推進と日常的な病気やけが等の患者に対する身近な医療には「かかりつけ医」の普及に取り組む必要があります。

② 二次医療圏供給体制の確保

町内には入院医療や専門性の必要な医療体制がないため、新庄市を中心とした二次医療圏と連携をしています。今後も二次医療圏の医療供給体制の維持と確保のために、最上管内市町村・新庄市最上郡医師会・山形県立新庄病院・関係機関と連携した活動を継続して行く必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①地域医療との連携の強化	・町内の民間医療機関と連携し、予防・治療・在宅支援の一環した取り組みを行なっていきます。	・保健・医療・福祉・介護が連携した地域包括ケアシステム ^{※1} の構築 ・かかりつけ医への適正受診のすすめ
②二次医療圏供給体制の確保	・新庄市を中心とした二次医療圏の医療供給体制の維持と確保のために関係機関と連携した取り組みを継続していきます。 ・改築移転し新病院となる県立新庄病院と連携し、最上地域の救急医療の向上に協力します。	・最上地域保健医療対策協議会への参加 ・「もがみ看護師確保推進ネットワーク協議会」への参加

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
1人当たり受診医療機関数	1.4件／年	1.4件／年

●基本施策に関連する計画等

- ・第7次山形県保健医療計画

※1 地域包括ケアシステム…

介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される仕組み。

1 福祉健康-1 生涯を通じた健康づくりの推進-基本施策2 健康寿命の延伸

●現状と課題

① 生活習慣病予防の強化と重症化予防

生活習慣病の予防や早期発見のために特定健診・特定保健指導を実施しています。健診の受診率や保健指導の利用率は県内でも高い結果となっていますが、受診率向上に向けた取り組みは継続して実施する必要があります。また、特定健診の結果で発見された生活習慣病の、重症化予防への取り組みが必要です。

② がん予防対策の推進

本町の死因の第1位はがんです。がんの予防・早期発見・早期治療のためにがん検診事業の実施やがん検診受診率向上、精密検査受診率向上への取り組みを行っていますが、さらに効果的な活動が必要です。（死因別順位 1位がん：25% 2位心疾患：18.3% 3位老衰：11.5%）

③ こころの健康づくりの推進

最上地域は県内で最も自殺率が高くなっています。本町の自殺率は、最上地域の他の市町村に比べると低い方ですが、自殺者数ゼロを目指した取り組みが必要です。

自殺対策についての相談支援機関や取り組みについての周知が不十分であり、効果的な情報発信が必要であるという課題があります。

④ 生涯を通じた口腔機能の維持

口腔機能の維持は全身の健康維持に密接な関りがあります。健康で質の高い生活を送るためにはとても重要となります。乳幼児期から高齢期まで、口腔機能を維持するために継続した取り組みを今後も行っていく必要があります。

⑤ 医療費適正化の推進

少子高齢化の中で、2025年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳を迎えることになり、医療費の増加や介護保険制度における給付費や保険料（税）が増加することが予測されます。そのため、これらの費用の急増を抑える取り組みを継続して行っていく必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①生活習慣病対策の強化と重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい生活習慣の定着や健康づくりに取り組みやすい環境整備を行います。 ・生活習慣病の予防と早期発見、重症化予防のための取り組みを実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康ポイント事業の拡充 ・特定健診受診率向上への取り組み ・健康教育の充実 ・糖尿病重症化予防事業の実施
②がん予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・がんを防ぐための生活習慣の定着を図るための取り組みを継続します。 ・がん検診が受けやすい環境をつくり、受診率向上につなげます。 ・がん検診受診後の精密検診対象者に対し精密検診受診率向上に向けた取り組みの強化が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙への支援 ・食生活改善への取り組み（減塩・野菜摂取拡大） ・がん検診個人負担金の軽減（ワンコイン：500円がん検診の実施） ・医療機関で検診受診した方への検診料金への助成の実施 ・精密検査未受診者への受診勧奨の徹底
③こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康づくりを中心とした自殺対策の強化と、知識の普及や地域で支え合う仕組みづくり等に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画に基づいた取り組み（ゲートキーパー^{※1}養成講習、リーフレットの作成・配布）
④生涯を通じた口腔機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期のむし歯予防への取り組みの継続と、成人期から高齢期の歯周疾患予防への取り組み等、ライフステージに応じた施策を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児歯科健診及び健康教育 ・専門職と連携した口腔機能向上事業の実施 ・8020運動^{※2}の普及
⑤医療費適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の健康保持増進とともに、医療が効率的に提供されるような取り組みを継続して行なっていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品（ジェネリック）の使用推奨と普及啓発の推進 ・医薬品の適正使用の推奨と普及啓発の推進

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
特定健診受診率	58%	65%
がん検診受診率（平均受診率）	31.2%	52%
後発医薬品（ジェネリック）の普及率（国民健康保険分）	76.3%	80%

●基本施策に関連する計画等

- ・特定健診・特定保健指導計画
- ・第2次ふながた健康21（健康増進計画）
- ・舟形町自殺対策計画

※1 ゲートキーパー…

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置付けられる。

※2 8020運動…

厚生労働省と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。

1 福祉健康-2 高齢者・障がい者が輝く共生社会-基本施策 3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

●現状と課題

① 社会参画・生きがいづくり等の支援

現在、町では18カ所で住民が中心となって活動している百歳体操事業や介護予防教室を開催しています。ただ参加するだけでなく参加者同士で協力し、それぞれの役割をもって活動を行なっていますが、担い手の高齢化等により活動を維持していくことや開催することが難しい地区も少なくありません。そのため、活動を支援するためのサポーターの養成や担い手の育成が必要です。

② 地域支え合い

町の現状として、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦だけの世帯が増えてきていることにより、介護・医療・福祉の制度だけではカバーしきれない部分も多くなっています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、生活する場である地域での支え合いが重要となり、高齢者の地域での生活を支えるためにできることやできないことについて、地域で考えて取り組んでいくことが求められています。

③ 認知症の人と支える家族へのサポート

平均寿命の延伸、高齢者数の増加に伴い、認知症患者数も増加すると言われています。認知症の方が地域で暮らしていくためには、家族の支援だけでなく、周囲のサポートと理解が重要です。そのために、認知症についての正しい知識や支援の方法についての普及、支援する家族へのサポート、認知症の方や認知症の方が気軽に地域に出向けるような居場所づくりを取り組んで行く必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①社会参画・生きがいづくり等の支援	・高齢者一人ひとりが役割を持って参加できる通いの場づくりを支援し、その活動を支援する担い手の養成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業 ・通いの場づくりの担い手の確保、養成 ・介護予防・日常生活支援総合事業^{*1} ・外出支援事業の充実 ・健康ポイント事業の拡充 ・「もがみ介護人材確保推進ネットワーク協議会」への参加

②地域支え合い	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と連携し、地域における実情やニーズを捉え、地域支え合いの体制づくりを進めます。 ・高齢者自らの経験、能力を活かせる活動や居場所の創出に取り組み、地域の高齢者同士の助け合いや支え合いを支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター^{※2}の配置 ・地域支え合い推進協議会^{※3}の開催 ・在宅医療・介護連携推進事業の取り組み ・高齢者向け住宅の整備・拡充 ・ICTを活用した見守り支援の検討 ・高齢者の主体的な活動支援の検討
③認知症の人と支える家族へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症について正しい知識を普及し、認知症になっても地域で生活していけるような体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター^{※4}養成講座の開催 ・認知症カフェ^{※5}の普及 ・徘徊高齢者家族支援事業の普及 ・認知症総合支援事業の取り組み

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)
認知症サポーター数 (累計)	807 人	1,000 人

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

※1 介護予防・日常生活支援総合事業…

要支援者などの介護予防に関して市町村が主体となって、地域の実情に合わせた住民主体のサービス利用、生活支援の充実、介護予防の推進等に取り組む事業。

※2 生活支援コーディネーター…

介護保険における事業で、地域のニーズや地域資源の状況把握や高齢者のニーズとボランティア等とのマッチング等、高齢者の生活支援を行う人。

※3 「地域支え合い推進協議会」…

町内会長連合会、老人クラブ連合会、介護保険サービス事業所など、多様な団体や関係者が参加し、連携・協働することで、高齢者の生活支援体制整備に向けた取り組みを推進するための協議会。

※4 認知症サポーター…

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人。

※5 認知症カフェ…

認知症の本人と家族が、地域住民や、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のこと。

1 福祉健康-2 高齢者・障がい者が輝く共生社会-基本施策 4 障がい者がいきいき暮らせるまちづくり

●現状と課題

① こころのバリアフリー^{※1}の推進

身体障がい者手帳の交付数は近年横ばいですが、全体の1・2級の占める割合が高く障がいの重度化が進んでいます。また、療育手帳所持者、精神障害者手帳所持者数も横ばいが続いています。

障がいの有無により分け隔てられることなく、尊重しあいながら共に生きる社会の仕組みをつくる必要があります。

② 療育^{※2}体制の充実・強化

乳幼児期からの障がいの早期発見・早期療育へ向けた取り組みを関係機関と連携して行なっています。一人ひとりの発達に応じた継続的な支援を行うために、さらなる療育支援体制の充実・強化が必要です。

③ 就労の促進

福祉施設入所者や入院している方の地域生活への移行、就労への移行を進めています。また、地域で生活する上での不安や困難に対応できる総合的な相談体制が必要です。

就労は困難な状況ではありますが、関係機関と連携しながら障がい者雇用に理解と協力を求め、支援していく必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①こころのバリアフリーの推進	・町民一人ひとりがこころのバリアフリーについての理解を深め、互いに助け合うまちづくりをすすめます。	・こころのバリアフリーを促進するための広報や啓発活動への取り組み ・町民一人ひとりが障がいについての理解を深め、こころを育てるための研修
②療育体制の充実・強化	・一人ひとりの特性に応じた効果的、継続的な療育を行うため、関係機関との連携を強化していきます。	・乳幼児健診の充実とフォロー体制の強化 ・庁内各課及び他の関係機関と連携し総合的な相談体制の強化・連携システム構築に向けた取り組み

③就労の促進	・個々のニーズに沿った就労先を見つけ、継続していけるよう支援して行きます。	・就労相談の実施 ・ハローワークやNPO等の関係機関との連携による就労支援の実施
--------	---------------------------------------	---

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 5 年度末)
就労継続支援サービス ^{※3} 利用者数 (累計)	A 型 7 人 B 型 19 人	A 型 9 人 B 型 23 人

●基本施策に関連する計画等

- ・第 4 次舟形町障がい者計画
- ・第 5 期舟形町障がい福祉計画
- ・第 1 期舟形町障がい児福祉計画

※1 こころのバリアフリー…

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活をおくることができるよう、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

※2 療育…

障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育

※3 就労継続支援サービス…

一般企業に就業することが困難な障がい者に就労の機会を提供し、生産活動及びその他の活動を通じてその知識と能力の向上のための訓練を行う事業。A 型：雇用契約を結び最低賃金以上の給料をもらいながら利用し、一般就労を目指す。B 型：非雇用型で、主に短時間の作業を行い、A 型・一般就労を目指す。

基本目標 2

町の「宝」を守り育てるまち【教育文化】

数値目標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
魅力ある学校づくり調査 「舟形が好きだ」	小 4－73% 小 5－62% 小 6－51% 中 1－67% 中 2－20% 中 3－31%	小 4～6－80% 中 1～3－80%



基本施策	具体的施策
(1) 出会い・結婚・出産・子育てへの支援充実	①結婚支援 ②妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援 ③経済的負担の軽減
(2) 保育機能の充実	①保育サービスの充実 ②就学前教育 ③放課後児童支援
(3) 学校・家庭・地域・行政による町ぐるみ教育の充実	①確かな学力の育成 ②地域に学び、地域を愛する教育の充実 ③小・中学校の施設整備と教育環境の充実 ④職業観・勤労観の育成
(4) 生涯学習の推進	①学校・家庭・地域の連携協働推進 ②青少年の健全育成 ③成人・高齢者教育の推進 ④読書活動の推進
(5) 芸術文化の振興と文化財の活用	①芸術文化活動の振興 ②縄文の女神の活用 ③文化財の保存と伝承
(6) スポーツの振興	①子どもの体力・運動能力の向上 ②健康スポーツ・競技スポーツの推進

2 教育文化-1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり-基本施策1 出会い・結婚・出産・子育てへの支援充実

●現状と課題

① 結婚支援

ライフスタイルや価値観の多様化により、未婚化・晩婚化・非婚化が進み、少子化や人口減少の大きな要因となっています。結婚に対してポジティブなイメージを持ち前向きに考える意識の醸成と、結婚を望む方に対し出会いの機会を創出し、結婚を実現するための支援が必要とされています。

② 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

舟形町子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠中の相談から産後の心身ケア、育児の相談とワンストップで切れ目のない支援を行なっています。関係機関とも連携しながら継続して行く必要があります。

③ 経済的負担の軽減

県が県民に行なったアンケート（平成30年8～9月実施）で、理想の子どもの数を諦める理由に「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と考える人が多いことが分かりました。理想の人数より少なく答えた人は全体の43%。複数回答で理由を聞くと「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が30%超で最も多かったようです。

安心して子どもを産み育てるために、経済的負担の軽減や子育て環境づくり、仕事と育児の両立などへの支援が求められています。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①結婚支援	・結婚を望む方へ、出会いの機会を創出し、結婚を実現するための活動に対し、支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・婚活奨励費補助事業 ・結婚奨励資金融資利子補給事業 ・結婚祝金等交付事業 ・舟形町結婚サポートセンター事業 ・最上広域婚活実行員会 ・出会いの機会を創出する取り組み

②妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	・子育て世代包括支援センターの充実と強化を行い、さらに切れ目がないよう支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子相談 ・各種教室 ・子育て支援センターとの連携強化 ・病児保育の実施
③経済的負担の軽減	・出産や子育てに関する経済的負担を継続して軽減していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療費への助成 ・妊娠・出産の費用に関する支援 ・子どもの医療費に対する支援 (高校生までの医療費無料化にかかる町の独自支援) ・ひとり親家庭への支援 ・保育に関する費用に対する支援 (保育料・給食費の無償化ののびのび子育て支援給付金制度にかかる町の独自支援)

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)
婚姻数	12 組／年	10 組／年
合計特殊出生率 ^{※1}	1.01	1.56

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町の教育
- ・新放課後総合子どもプラン
- ・子ども・子育て支援事業計画

※1 合計特殊出生率…

人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均

2 教育文化-1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり-基本施策2 保育機能の充実

●現状と課題

① 保育サービスの充実

町では、町立保育所である舟形ほほえみ保育園1ヵ所でサービスを実施しています。家庭や生活環境による保護者の多様なニーズに柔軟に対応していますが、さらに必要なサービスの充実を図るとともに、保育環境の整備や適切な保育運営を行う必要があります。

② 就学前教育

少子化、核家族化、情報化等の進展により幼児を取り巻く環境が大きく変化していることで、家庭や地域社会での教育力の低下が指摘されています。当町では、共に生きる力を備えた子どもの育成を、保・小・中が一貫した目標として掲げ、幼児が小学校段階にスムーズに引き継がれるような指導を目指しているところですが、そのためには保育所だけでなく家庭・地域を含めた総合的な取り組みと、就学前教育の充実を明確に示す必要があります。

③ 放課後児童支援

家庭環境や就労形態が多様化し、日中家庭に保護者等がない家庭が増え続けています。小学校の放課後や長期休業日における学童保育の需要は年々伸びており、支援内容の充実を図っていく必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①保育サービスの充実	・保護者のニーズに応じた保育サービスを継続・充実を図っていきます。	・未満児保育、障がい児保育等の実施 ・延長保育の拡充
②修学前教育の充実	・目標や課題を家庭と共有し、また地域とも連携をとりながら幼児教育に取り組むと同時に、保育士の資質向上のための支援を行います。 ・幼児にとって望ましい保育環境・施設の整備を行います。	・羽陽学園短大との連携 ・保育士等研修への支援 ・英語に親しむ活動の充実 ・幼児と小学校児童との交流会 ・学校・保育園の遊具及び施設等の環境整備
③放課後児童支援	・舟形小学校の空き教室を活用した学童保育所の運営と、体育・文化活動等の教室を提供しながら、放課後児童の支援を行います。	・山形県放課後児童健全育成事業 ・学童保育事業 ・体育文化活動等の教室開催

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
学童保育所と体育文化活動等 教室の連携事業（累計）	1事業	2事業

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町の教育
- ・新放課後総合子どもプラン
- ・子ども・子育て支援事業計画

2 教育文化-2 共に生きる力を育成する教育の推進-基本施策 3

学校・家庭・地域・行政による町ぐるみ教育の充実

●現状と課題

① 確かな学力の育成

当町の児童生徒数は、362人（平成31年5月1日現在）で、10年前と比べて68人減少しています。今後さらに減少傾向は続くことから、令和6年度には各学年1クラスの学級編制になると見込まれます。一方で特別の配慮を要する児童・生徒の割合は増えており、急激な情報化や多様な価値観に基づく子どもや保護者の関わりの変化も指摘されています。

当町における子どもの学習や生活の状況をめぐっては、学習意欲や学習習慣、情報モラル^{※1}の不十分さなど様々な課題が指摘されており、教師が子どもと向き合って教育活動を展開するためには、学校における組織的な対応や、教師を支える仕組みも必要となっています。

② 地域に学び、地域を愛する教育の充実

当町では、ふるさと学習や総合的な学習の一環として地域について調べたり、体験したり、紹介したりといった学習に取り組んでおり、また学校給食を通して地域との深い関わりや地域の良さを実感するための事業を行っています。しかし、少子高齢化や生活様式の多様化や、高度情報化社会の進展による、自然・社会体験活動を支援する団体の減少、人や地域と関わる機会の減少など、郷土への理解や関心が今後低くなることが懸念されています。

このため、自然や歴史、文化、産業などの地域の教育資源を活用し、将来を担う子どもたちに、世代間の交流や郷土に対する理解と関心を深める体験活動の場の提供を、さらに充実させていく必要があります。

③ 小・中学校の施設整備と教育環境の充実

築36年となる中学校、そして築21年となる小学校ともに施設の老朽化が進んでいます。この間大規模な改修は行われず、部分的な改修や補修により施設の維持を図ってきました。このため、両施設・設備において修繕を要する箇所が増えてきており、特に中学校校舎については、移転・改築に係る検討を進め、方針を示さなければならない時期にきています。加えて、新学習指導要領に対応した新たな教育環境の整備も必要とされており、英語、ICT^{※2}、プログラミング教育^{※3}等の推進のための施設整備が求められています。

④ 職業観・勤労観の育成

児童生徒一人ひとりの職業観・勤労観を育てるために、小学校では「ふるさと学習」により町内での暮らしを体系的に学ぶとともに、中学校では、「総合的な学習の時間」を活用して職場体験やボランティア体験を行っています。

職業意識については、自己の興味や好み、自己実現を重視する傾向が見られますが、更に職業の実態を理解したり、自分の能力・適性を踏まえた職業観・勤労観の形成が求められます。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①確かな学力の育成	・「協働的な学び」を通して「主体的・対話的で深い学び」をめざし、児童生徒の確かな学力を育成する。そのために、人的支援の充実を図ります。	・特別支援教育支援員、司書教諭、読書活動推進員、部活動指導員、ICT支援員等の配置 ・民間塾講師や教育ボランティアを活用した「わかあゆ塾」の実施 ・ALT ^{※4} 配置による英語教育の充実 ・各種検定試験受検の支援拡充

②地域に学び、地域を愛する教育の充実	・地域に伝わる自然や文化、歴史等を学ぶ「ふるさと学習」を推進し、地域を理解し大切にすることを育みます。	・日本一の給食食育推進事業 ・コミュニティスクール ^{※5} の推進 ・世田谷児童交流事業 ・舟形若鮎太鼓の継承
③小・中学校の施設整備と教育環境の充実	・老朽化が進む中学校校舎の移転改築に係る検討を進め、方針を示します。 ・新学習指導要領で求められる英語・ICT・プログラミング教育等の推進・充実を図る。	・小中学校施設の機能向上 ・中学校校舎の移転改築の検討 ・ICT教育推進のための設備充実
④職業観・勤労観の育成	・「総合的な学習の時間」を活用した地域に出向いての学習を積極的に行うとともに、各学年・教科の目当てに対応した体験を通して、キャリア教育 ^{※6} の充実を図る。	・「総合的な学習の時間」の活用 ・「ふるさと学習」の小中連携・接続 ・地元企業を網羅したトライワーク ^{※7} ・多様なサマーボランティア活動 ・若者定着奨学金返還支援事業

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (令和元年度末)	目標値 (令和6年度末)
魅力ある学校づくり調査 「授業がよくわかる」	小4-57% 小5-38% 小6-67% 中1-36% 中2-30% 中3-23%	小4~6-70% 中1~3-60%

●基本施策に関連する計画等

- ・文部科学省学習指導要領
- ・第6次山形県教育振興計画／2019年度最上教育事務所学校教育指導の重点
- ・平成31年度舟形町の教育／舟形町学校教育指導の重点（ヴィーナプラン）
- ・2019年度 学校経営計画（舟小・舟中）

※1 情報モラル…

インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範。

※2 ICT（情報通信技術）…

パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。よく知られる言葉に「IT（情報技術）」があるが、ICTはITにコミュニケーションの要素を含めたもの。

※3 プログラミング教育…

2020年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成するねらいがある。

※4 ALT（外国語指導助手）…

外国語を母国語とする外国語指導助手。英語発音や国際理解教育の向上を目的に授業の補助を行う。

※5 コミュニティスクール（学校運営協議会制度）…

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組み。

※6 キャリア教育…

勤労観および職業観を育てる教育。社会科見学、ボランティア活動、職場体験、地域や身近な人の職業を調べるなど、さまざまな方法がある。

※7 トライワーク…

職業体験。企業や農家等の職場で、実勢に仕事を体験させてもらう学習活動。

2 教育文化-3 生涯学習の推進と文化スポーツの振興-基本施策 4 生涯学習の推進

●現状と課題

① 学校・家庭・地域の連携協働推進

少子化、地域社会との希薄化、家庭教育力の低下など子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進める必要があります。

② 青少年の健全育成

近年、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しており、特に、スマートフォンやSNSを始めとするインターネット環境により、薬物等有害情報への接触機会の増や児童ポルノ犯罪、ストーカー被害など多種多様な課題への対応が急務となっています。

また、いじめ、自殺、不登校、ひきこもり等の問題への対応も喫緊の課題です。こうした問題の解決に向けて、関係機関との連携により社会全体で取り組んでいくことが求められています。

③ 成人・高齢者教育の推進

余暇時間の増加、高学歴化、少子高齢化等、社会状況が目まぐるしく変化する中、多様化する住民の学習意欲や各年代層に対応した学習機会の提供が求められています。

④ 読書活動の推進

近年、インターネット等の普及により、活字離れ、読書離れが急速に進んでいます。特に子どもたちは読書によって言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、他者を思いやる心を育みます。人生をより豊かに生きるために欠かせない読書活動の推進に取り組んでいく必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①学校・家庭・地域の連携協働推進	・地域と学校をつなぐコーディネーター ^{*1} が中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援活動、放課後子ども教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備などの取組を通じて社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図ります。	・学校・家庭・地域の連携協働推進事業 ・地域コーディネーターの配置 ・放課後子ども教室 ・家庭教育講演会

②青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年が健康で心豊かに成長し、次代の担い手となれるよう、家庭・学校・地域及び行政が連携・協力し、相談機関の周知を図るなど、青少年の健全育成のための諸施策を推進していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・非行防止運動事業 ・青少年育成推進員設置事業 ・家庭教育推進事業 ・通学合宿事業 ・高校生ボランティアの育成
③成人・高齢者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民を対象としたニーズ調査を実施し、各世代に合わせた学習機会の提供や、より主体的な活動団体の育成を推進します。 ・地域の人材発掘・育成・つながりづくりによる、地域活動団体の育成を推進します。 ・高齢者等が持つ技術や技能が途絶えることのないよう伝承事業を実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習及び生涯スポーツ現況調査事業 ・舟形大人塾事業 ・シニア元気塾事業 ・地域学講座事業 ・舟形町母親委員会事業 ・PTA 活動の支援
④読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生まれてから継続して本に親しむ機会の提供や読み聞かせ活動を通した子ども読書活動の推進、学校や図書室の書架整備などにより、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を果たせる施策を進め、読書習慣の定着に努めます。 ・舟形町子ども読書活動推進計画に基づき、総合的な読書活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタート事業 ・ブックスタートフォローアップ事業 ・読み聞かせ団体の支援 ・読み聞かせ講演会事業 ・家読^{※2}推進事業

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)
放課後子ども教室の開催日数	56 日／年	60 日／年
中央公民館図書室の本貸出数	1,012 冊／年	1,100 冊／年

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町の教育
- ・舟形町子ども読書活動推進計画

※1 コーディネーター… ものごとを調整する役割の人。

※2 家読 (うちどく) … 家族で読書の習慣を共有すること。

2 教育文化-3 生涯学習の推進と文化スポーツの振興-基本施策 5 芸術文化の振興と文化財の活用

●現状と課題

① 芸術文化活動の振興

町芸術文化協会の会員は、平成 16 年の 23 団体 270 名をピークに、現在は 12 団体 109 名が活動しています。近年の社会情勢から、小中学生の習い事数減少や成年層の芸術文化活動離れに歯止めがかからない現状にあります。幼少期から芸術文化活動に触れる機会を作ることが必要となっています。

② 縄文の女神の活用

舟形町には縄文時代から続く歴史と生活文化があり、国宝「縄文の女神」が出土したことは町民の誇りです。しかし、縄文の女神をはじめとする西ノ前遺跡出土品の多くは山形県の所有であり、舟形町の地域資源として活用するには多くの課題があります。

将来的には、舟形町に展示施設や学芸員を整備配置し、町民が身近に縄文文化を学べる環境の整備が望まれます。

③ 文化財の保存と伝承

長い歴史に育まれた文化財はかけがえのない町民への贈り物です。住民が地域の文化財を学習・理解し、郷土の誇りとして伝承する機会が減少しています。文化財保護委員の育成や住民が学ぶ機会が必要です。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①芸術文化活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの住民が主体的に文化活動に参加し、文化を楽しみ創り出していくために、各団体の活動支援と育成を行います。 ・子ども芸能団体の支援や親子太鼓教室の開催、学童保育所での囲碁・将棋・オセロ体験を実施するなどし、若い人が芸術文化に触れる機会を作ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町芸術文化協会の支援 ・町猿羽根太鼓保存会の支援 ・親子太鼓教室の開催

<p>②縄文の女神の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が国宝「縄文の女神」の出土地として、舟形町を誇りに思えるよう、縄文の女神の回帰に向け、町民の機運を助成するとともに、その施設整備等を山形県等に要望していきます。 ・住民等が縄文の女神を身近に感じ、触れて学べる機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「縄文の館」の整備要望 ・縄文の女神陶製レプリカ整備事業 ・縄文の女神の日関連事業 ・最上南部3町村（最上、大蔵、舟形）縄文文化発信推進事業 ・西ノ前遺跡公園女神の郷活用事業
<p>③文化財の保存と伝承</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の適正な保存と文化財保護委員、地域人材の育成、関係団体への支援を図ります。 ・住民が地域にある文化財を学び触れる機会を提供し、郷土への愛郷心醸成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸能団体等活動奨励補助事業 ・地域文化財講座事業

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
芸術文化協会加盟団体数	12 団体	12 団体

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町の教育

2 教育文化-3 生涯学習の推進と文化スポーツの振興-基本施策 6 スポーツの振興

●現状と課題

① 子どもの体力・運動能力の向上

子どもの体力・運動能力は、平成に入ったところから現在まで低下傾向が続いている。さらには、運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向が指摘されています。また、低学年から肥満傾向の子どもの割合が増加しており、将来の生活習慣病につながる恐れがあります。

② 健康スポーツ・競技スポーツの推進

多様化する社会情勢から、体を動かすことは好きだが、1年の間に運動やスポーツをほとんどしていない人は非常に増加しています。健康増進や生活習慣病予防だけでなく、ストレス解消やダイエットといった、健康づくりのための運動やスポーツへの関心は高まっています。

2020 東京オリンピック・パラリンピックを契機に、競技スポーツへの関心を高め知識と機会を提供する必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①子どもの体力・運動能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・学校やスポ少本部、スポーツ推進委員会等との連携・協力により、積極的な呼びかけや各年齢層のニーズにあった事業を展開し、スポーツの楽しさや喜びを感じられる活動を行います。 ・運動しない子のきっかけづくり事業を展開します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団の支援 ・放課後児童スポーツ教室 ・B & G海洋センターの運営 ・総合型スポーツクラブの推進
②健康スポーツ・競技スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会の体制強化と活性化を中心とした生涯スポーツの普及推進を図ります。また、スポーツクラブ指導員の育成と地域スポーツ交流の充実を図ります。 ・競技スポーツに関わる選手の強化、育成、支援を行い、将来的に世界レベルを目指せる選手の育成を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習及び生涯スポーツ現況調査事業 ・体育協会の支援 ・生涯スポーツ教室 ・トップアスリート招聘事業 ・スポーツ指導者育成推進事業 ・地域(町内会)スポーツ交流大会支援 ・高校生以上の強化選手激励事業

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成 30 年度末）	目標値（令和 6 年度末）
小学生のスポーツ少年団加入率	39.7%	45.0%
小学生以上の平均運動時間（学 校外）	＝	3 時間 ／週

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町の教育

基本目標 3

地域の魅力・活力を生み出すまち【産業経済】

数値目標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
<p>町内従業者数</p> <p>※毎年 1 月 1 日時点の給与支払報告書提出者より公共関係、宗教法人、アルバイト等を除いた数</p>	1533 人	現状維持



基本施策	具体的施策
(1) 儲かる農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①経営体・担い手の育成及び法人化の推進 ②売れる米づくり ③園芸農業の推進 ④スマート農業の導入 ⑤生産基盤と施設の近代化 ⑥農林水産業を起点とした 6 次産業化の推進
(2) 林業・内水面漁業の持続的推進	<ul style="list-style-type: none"> ①林業の成長産業化 ②内水面漁業の持続的推進
(3) 商工業の持続的推進	<ul style="list-style-type: none"> ①企業の維持・発展と雇用の創出 ②町内商店の商業機能の維持
(4) 交流・関係人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ①観光から交流へ ②地域資源の有効活用 ③縄文の女神の商品開発 ④各種イベントや施設情報の発信 ⑤ふるさと納税の推進

3 産業経済-1 地域の強みを生かした農林水産業の振興-基本施策 1 儲かる農業の推進

●現状と課題

① 経営体・担い手の育成及び法人化の推進

農業者の高齢化や後継者不足により農業者が減少し、従前どおりの営農の継続や農用地の有効活用が困難となっています。本町の農業が持続的に成長するためには、意欲ある担い手の育成・確保が必要とされています。また、農業経営を発展させ経営基盤を強化するため、法人化が必要とされています。

② 売れる米づくり

1人当たりの米の消費量は昭和37年度をピークに減少し、今後も高齢化や人口減により需要の減少が見込まれます。また、近年は全国各地において米の新品種が発表され、“コメの戦国時代”と呼ばれており、これまで以上に産地間競争の激化が懸念されています。厳しい状況下でも、産業として生き残れる“売れる米作り”が必要とされています。

③ 園芸農業の推進

米の需要減少等に伴う米価の長期低迷により、水稻栽培は一層の低コスト化が求められるなど取り巻く環境は一層厳しさを増しています。そのため、収益性の高い園芸作物栽培を取り入れた経営の複合化により新たな収益源を確保することが喫緊の課題となっています。それにより水稻への依存度を低下させるとともに、農業所得の確保及び経営の安定化が必要とされています。

④ スマート農業の導入

農業者の高齢化が急速に進むとともに、後継者不足などによる労働力不足が深刻化しており、ロボット技術やAI（人工知能）、ICT（情報通信技術）等を活用したスマート農業により省力・軽労化を進め、労働力不足を解消する対策が求められています。また、センシングデータ等の活用・解析により、農作物の生育や病害を正確に予測し、高度な農業経営が求められています。

⑤ 生産基盤と施設の近代化

水稻栽培においては一層の低コスト化が求められており、土地基盤の整備を効率的に進め、農業生産性を向上させるとともに、経営規模の拡大等による農業構造の改善を図ることが必要とされています。特に長沢、堀内方面の土地基盤整備が進んでいない状況にあります。将来の本町に水田を残すためには、ほ場整備を行うことが必要となっています。

⑥ 農林水産業を起点とした6次産業化の推進

農業所得を確保し経営の安定化を図るため、農産物の直売や加工品の製造販売による6次産業化の取り組みが必要とされています。また、農林水産業によるものだけではなく、商工業等による新たな付加価値を生み出す取り組みも求められており、富長交流センターに設置された農産物加工施設の活用も併せて推進していく必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①経営体・担い手の育成及び法人化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者及び認定新規就農者制度等を活用し、意欲ある担い手の育成・確保を進めます。特に、将来の農業を担う若い農業者の確保を目指します。 ・経営基盤を強化するため法人化を進めます。 ・新庄市への設置が決まった専門職大学（2023年開業予定）を支援するとともに、連携を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代人材投資資金 ・新規就農者育成の取り組み（営農相談、営農モデルの周知等） ・経営所得安定対策事業 ・園芸拡大スピードアップ事業（仮称） ・農作業受委託推進の取り組み ・営農相談による経営体の組織化・法人化への支援 ・専門職大学との連携
②売れる米づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・他産地と差別化が図れる米づくりを推進し、産地間競争が激化しても売れ残らない米（全量売り切れる米）を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星システム活用事業 ・衛星システムを使って栽培した米の情報発信 ・取組事業者による商品化の推進
③園芸農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町の重点振興作物のうち主要4品目（にら、ねぎ、きゅうり、アスパラガス）を取り入れた経営の複合化による経営の安定化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ・産地パワーアップ事業 ・経営所得安定対策事業 ・園芸大国やまがた産地育成支援事業 ・園芸拡大スピードアップ事業（仮称） ・農業再生対策事業
④スマート農業の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用した労働力不足を解消する対策を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ・やまがたスマート農業普及推進事業 ・衛星システム活用事業
⑤生産基盤と施設の近代化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じて、ほ場・農道・用排水路施設など、土地基盤の整備を効率的・計画的に推進し、農業用施設の近代化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設維持管理適正化事業 ・県営農地整備事業 ・土地改良整備事業
⑥農林水産業を起点とした6次産業化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者による法人化を支援するとともに、6次産業化の取り組みによる多角経営を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化取り組み者の法人化支援の取り組み ・6次産業化の取り組みの支援 ・富長交流センター内の農産物加工施設活用の取り組み

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
認定農業者数（累計）	109人（うち3法人）	110人（うち6法人）
認定新規就農者数（累計）	5人	6人
加工品の製造販売に取り組む農業法人数（累計）	2法人	3法人
ほ場整備新規採択件数（累計）	—	3件

●基本施策に関連する計画等

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・舟形町人・農地プラン
- ・舟形町農業ビジョン（仮称、R元年度中に策定予定）

3 産業経済-1 地域の強みを生かした農林水産業の振興-基本施策 2 林業・内水面漁業の持続的推進

●現状と課題

① 林業の成長産業化

本町人工林のうち60年以上の標準伐期を迎えたものが大半を占め、今後は森林資源を活用する時期を迎えています。しかし、所有形態は小規模・分散的で、林業の長期低迷や森林所有者の関心の薄れ等から、適切に管理されていない状況にあります。そのため、今後は森林経営管理法（平成31年4月施行）に基づく新たな森林管理制度を進めるため、所有者に対し経営管理意向調査を実施する必要があります。

② 内水面漁業の持続的推進

内水面漁業の有する水産物の安定的な供給機能を維持するため、河川等の水産資源の増殖や漁場環境の保全・管理を促進することが必要とされています。また、最上小国川の特産品である鮎を通年供給するためには、継続的かつ安定的な数量の稚鮎放流の実施が求められているとともに、既存施設を活用した養殖鮎の生産量の増大が必要とされています。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①林業の成長産業化	・森林資源を有効活用するため、経営管理意向調査を進めます。	・林地台帳の整備、公表 ・森林環境譲与税を活用した森林の適正管理
②内水面漁業の持続的推進	・水産資源の増殖活動の実施及び町全域における河川の清掃による漁場環境の保全・管理を進めます。	・稚鮎放流の取り組み ・河川清掃の取り組み

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
人工林面積における経営管理 意向調査の実施済割合	0.0%	20.0%
鮎の放流量（町委託分）	475kg／年	475kg／年

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町森林整備計画

3 産業経済-2 地域に根差した産業振興-基本施策 3 商工業の持続的推進

●現状と課題

① 企業の維持・発展と雇用の創出

平成 27 年国勢調査による生産年齢人口は 2,985 人、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）では令和 27 年には年少人口、生産年齢人口、高齢者人口はそれぞれ 192 人、1,112 人、1,495 人まで減少し、人口は 3,000 人を割って 2,799 人となる推計結果が出ており、急速に進む人口減少、労働人口減少に伴い、いずれの産業においても人材確保が課題となっています。

この様に人手不足が深刻な課題となることが見込まれるため、生産性を向上させなければ人材確保や事業の維持・発展に大きく影響を及ぼし、事業所数や従業員数の減少に拍車がかかることが懸念されます。

② 町内商店の商業機能の維持

町内の商店では経営者の高齢化及び後継者不足の課題があります。また、今後も人口が急速に減少することが見込まれており、町内での消費も低下していく事が懸念されます。それらを踏まえ新たな投資に踏み切れない事業者があると考えられます。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①企業の維持・発展と雇用の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業振興基本条例（仮称）（R2.3 策定予定）に基づき、企業に対しては、維持・発展につながる各種補助金や優遇措置を講じながら支援を行なっていきます。 ・創業等に対しては、相談や補助金など創業しやすい環境づくりに取り組みます。 ・勤労者に対しては、安心して生活できる環境の整備に取り組みます。 ・企業誘致については、新庄中核工業団地企業誘致促進協議会の活動を中心に企業誘致に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町商工業振興資金融資利子補給事業 ・町中小企業者保証料補給事業 ・町労働者生活安定資金融資事業 ・誘致企業優遇措置事業 ・企業懇談会の開催 ・町商工業活力アップ推進事業 ・町資格取得支援事業 ・企業誘致の推進 ・町商工業振興事業 ・関係機関と連携した創業支援

<p>②町内商店の商業機能の維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会と連携し、商店等の維持及び事業承継の相談・支援に取り組みます。 ・町内の消費は人口減少に伴い低下していく事が懸念されます。そのため、町外者への販売を促進するため、マーケティングや SNS 等の研修を行い、競争力強化を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町商工業活力アップ推進事業 ・町資格取得支援事業 ・町商工業振興事業
----------------------	---	---

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)
新規創業者数 (累計)	0 件	10 件

●基本施策に関連する計画等

- ・創業支援事業計画
- ・生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画

3 産業経済-2 地域に根差した産業振興-基本施策 4 交流・関係人口の拡大

●現状と課題

① 観光から交流へ

舟形町は、これまで東京都港区や世田谷区等の都市と交流を行うことにより地域の活性化を目指してきました。観光から交流へ視点を置き、舟形町を「観る」だけではなく、「のんびり過ごす」ことや「農林水産業の体験」、「人との交流」を提案しながら関係人口の増を目指していかなくてはなりません。そのような中で、交流の促進による地域活性化に対する意識の共有が十分でないことが課題です。

② 地域資源の有効活用

町の「自然（景観）」、「文化・史跡」、「食」、「行事・イベント」等は、町の有効な地域資源です。その地域資源に、町に住んでいる「人」を加えることにより、その魅力は地域の「宝」になっていきます。しかしながら、これらの「宝」が交流人口の促進や関係人口の増に十分に結び付いていないのが現状です。舟形町でなければ楽しめない地域資源を磨き上げ、その「宝」を交流の促進と関係人口の増に結び付けていかなくてはなりません。

③ 縄文の女神の商品開発

国宝土偶「縄文の女神」は、平成4年に出土され、平成24年に国宝に指定されました。国宝土偶に指定されているのは全国で5体のみであり、また「縄文の女神」は日本最大の土偶です。このようなすばらしい宝が誕生しているものの、住民意識が低く、また、全国への情報発信が不足しているのが課題です。

④ 各種イベントや施設情報の発信

インターネット等における情報発信はとても重要になっていますが、積極的な情報発信が不足しているのが現状です。旅行者をターゲットとしたイベント情報、施設情報等を戦略的に広報しながら、舟形町の魅力を発信することが課題となっています。

⑤ ふるさと納税の推進

ふるさと納税制度は、全国の自治体が行い、その中で舟形町を選んでもらうためにどのようにPRしていくかが課題となっています。PRの内容としては、舟形町の取組みに共感してもらうことが重要であるため、寄付者が共感できる事業を選定し、情報発信していく必要があります。返礼品についても、舟形町独自の商品や商品に対する生産者等の思いやこだわり、エピソードなども含め、寄付者の心に残る魅力ある特産品のPRをどのように発信していくかが課題となっています。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①観光から交流へ	・地域住民が主体となって、これまでの都市等からの受入事業や、都市等での物販交流事業への参加を継続して取り組んでいきます。	・都市交流事業の取り組み ・東京友の会との交流事業
②地域資源の有効活用	・町の「自然（景観）」、「文化・史跡」、「食」、「行事・イベント」等の地域資源に「人」を加え、交流の促進と関係人口の増を図り、地域の活性化を目指します。 ・鮎釣り文化を継承し釣り人の誘客につながる取り組みを行います。	・ふながた若鮎まつりの開催 ・舟形若あゆ温泉、猿羽根山公園、農林漁業体験実習館の維持管理 ・小国川河川公園（アユパーク）を活用した交流促進事業 ・県最上総合支庁と連携した「最上地域の玄関口となる道の駅」の検討 ・鮎釣り甲子園の開催
③縄文の女神の商品開発	・国宝土偶「縄文の女神」関連商品の開発及び製作し、商品を活用しながら広く情報発信を強化します。	・国宝土偶「縄文の女神」の情報発信強化の取り組み
④各種イベントや施設情報の発信	・インターネット等を活用して町のイベントや交流施設等の情報を発信します。	・舟形町観光物産センター「めがみ」を情報発信拠点とし、イベントや交流施設などの情報発信強化の取り組み ・町公式ホームページ交流コンテンツ機能強化の取り組み ・ふるさとサポーターとの連携による取り組み
⑤ふるさと納税の推進	・各種ふるさと納税ポータルサイトやSNSを活用し、特産品や取組み、寄付金の使途などきめ細やかな情報発信に努めます。	・特産品や取組みなどをSNSを活用し、掲載する取り組み ・寄付金の使途をSNSや封書により寄付者を中心に全国に発信する取り組み

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
施設来場者数 ^{※1}	242,900人／年	250,000人／年

●基本施策に関連する計画等

※1 施設来場者数…

舟形若あゆ温泉、県民ゴルフ場、マッシュルームスタンド舟形、舟形町観光物産センター「めがみ」の来場者数

基本目標4

つながり、支え合うまち【地域づくり】

数値目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
地域運営組織の設立	0組織	4組織



基本施策	具体的施策
(1) コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①単位自治組織の活動支援 ②地域運営組織の構築と活動の推進 ③地区公民館の運営・整備の支援
(2) 多様な担い手による活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①NPO等の地域ボランティア活動の推進 ②多種多様な人材等の活用と連携の推進 ③若者の主体的な活動の推進 ④男女ともに活躍できる環境づくり

4 地域づくり-1 持続可能な地域づくり活動の推進-基本施策 1 コミュニティ活動の推進

●現状と課題

① 単位自治組織の活動支援

本町には 35 の町内会があり、各町内会単位で自治活動が行われていますが、集落規模や取り組みの違いから活動内容には差があります。また、人口減少や高齢化などにより地域のリーダーや担い手が不足しており、活動の弱体化が懸念されています。

② 地域運営組織^{※1}の構築と活動の推進

町民の多様なニーズに対して効果的な公共サービスを提供していくため、町民と行政が連携・協力し合う協働のまちづくりの推進が求められています。

単位自治組織での活動の弱体化が見込まれる一方で、高齢者福祉や生活支援などの住民ニーズの多様化により、行政だけでは対応できない地域課題が増えてきており、その解決に向けた取り組みを持続的に行うためには、既存の自治組織の連携や地域内の様々な関係者等の参加による地域運営組織づくりが必要とされています。加えて、集落生活圏を維持するために「小さな拠点^{※2}」づくりの検討が求められています。

③ 地区公民館の運営・整備の支援

地域にある地区公民館は、町内会活動や子供会活動、消防団活動等コミュニティ活動の重要な拠点であり、世代を超えた活動の場です。

しかし、地区内では人口のみならず世帯数の減少により地区公民館の維持管理が大きな負担となっている現状もあります。運営費や維持管理に対する継続的な支援が必要です。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①単位自治組織の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本となる町内会の活動を継続・活発化するための活動支援を行います。 ・地域住民が自主的な意思により地域の課題（ハード面）に対応し解決する活動の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ助成事業 ・地域づくり総合支援事業 ・地域コミュニティ再生への取り組み ・地域協働環境整備事業
②地域運営組織の構築と活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に対応した地域コミュニティのあり方の検討、地域自治組織の連携強化などに取り組むことにより、町 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民協働・地域間連携による住民主体の地域づくり支援事業 ・集落支援員事業

	<p>民と行政が連携・協力して地域課題の解決や公共サービスの向上を図る協働のまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧小学校区などの地域住民や団体等が中心となった地域運営組織の設立について、協議・検討する取り組みを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな拠点の形成の検討 ・廃校校舎利活用の取り組み
③地区公民館の運営・整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館の運営や整備に対し地区の規模に応じた、適正な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館等運営費補助事業 ・地区公民館施設整備費補助事業

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)
地域における課題解決等を目的とした活動件数※	21 件／年	25 件／年

※ 地域における課題解決等を目的とした活動件数…

地域づくり総合支援事業の対象となる活動及び地域運営組織で実施される地域課題の解決に向けた活動の件数。

●基本施策に関連する計画等

- ・町内会びじょん
- ・地区びじょん

※1 地域運営組織…

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。

※2 小さな拠点…

中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む生活圏）において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取り組みを実践する拠点。

4 地域づくり-1 地域の活力と多様な交流の創出-基本施策 2 多様な担い手による活躍の推進

●現状と課題

① NPO 等の地域ボランティア活動の推進

平成 30 年度に町内会ワークショップを開催し、それぞれの地域の課題やニーズが見えてきました。特に地域づくりや福祉分野において、行政だけでは対応できない課題も増えてきています。住民が主体となった NPO や地域ボランティア等の団体と協働して取り組んでいくことで、効果的な解決につながるものと考えていますが、団体活動の担い手となる人材が不足しており、その確保と育成が課題となっています。

② 多種多様な人材等の活用と連携の推進

町では、地域おこし協力隊^{※1}の受け入れによる移住定住の支援及び地域資源の発掘と活用や、大学等との連携による地域の人材育成に取り組んできました。しかしながら、生産年齢人口が減少し、地域活力の創出や維持、継続が困難になっていくことが想定される中で、地域で活躍できる人材の更なる発掘と育成が求められています。

③ 若者の主体的な活動の推進

地方創生を進める上でも、人口が減少している本町において、若者の定着は重要な課題です。若者が地域との関わりを持ち地域の中で受け入れられ、認められて活動ができるよう、環境づくりを進めるとともに、若者の活躍を応援する機運を醸成し、その主体的な活動が地域の中に広がるよう支援していくことが必要です。地域の実態に応じた取り組みを進めることができる人材を育成することが喫緊の課題となっています。

④ 男女ともに活躍できる環境づくり

社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、ここに住む一人ひとりが互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要の課題とされています。

SDGs の理念を踏まえ、女性の社会進出を促す必要があります。本町においては地域活動や学習活動への参加や、行政の各種委員等などへの女性の関わりが少ないのが現状です。家庭や地域における固定的な役割意識を解消するとともにワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進する機運の醸成が求められます。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①NPO等の地域ボランティア活動の推進	・ボランティア活動やNPOの意義等について知識を深めるとともに、協働のまちづくりを行う活動への支援を行います。	・ボランティア団体の活動への支援 ・NPO法人の立ち上げに関するセミナーや研修会の開催
②多種多様な人材等の活用と連携の推進	・地域おこし協力隊制度を活用し、地域の活性化と定住に向けた支援をします。 ・大学等との連携により地域の人材育成に取り組みます。	・地域おこし協力隊の活動支援 ・人材育成に向けた大学等との多様な連携方策の検討・実施
③若者の主体的な活動の推進	・地域で活動する若者の組織づくりと活動の支援を行います。	・地域活動を行う若者の組織づくりに対する支援 ・若者が主体的に行う活動に対する支援
④男女ともに活躍できる環境づくり	・県と連携して女性の活躍促進の取り組みを行います。 ・ワーク・ライフ・バランスの実践拡大に向けた取り組みを行います。 ・DV（配偶者暴力）未然防止に向けた意識啓発の強化をします。	・「山形いきいき子育て・介護応援企業」 ^{※2} への登録推進 ・「やまがた企業イクボス同盟」 ^{※3} の取り組み ・「マザーズジョブサポート山形」 ^{※4} を活用した女性の再就職支援 ・各種委員会委員への女性の積極的な登用 ・DV施策における、県や関係機関との連携及び広報、啓発の促進

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
地域おこし協力隊活動終了後の地元定着人数（累計）	3人	5人
山形いきいき子育て・介護応援企業の登録件数（累計）	4社	6社

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町男女共同参画推進計画

※1 地域おこし協力隊…

町が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取り組み。

※2 山形いきいき子育て・介護応援企業…

“女性の活躍推進”や“仕事と家庭の両立支援”などに取り組む企業のうち、県が定める一定の基準を満たした企業を、取り組みの段階に応じて山形県知事が認定するもの。認定企業は、奨励金の交付や各種広報媒体を活用してのPRなど、様々な支援を受けられる。

※3 やまがた企業イクボス同盟…

イクボス（部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績と結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむことができる経営者や上司。）を中心にワーク・ライフ・バランスを推進する企業による同盟。

※4 マザーズジョブサポート山形…

県と山形労働局が合同で設置・運営する、結婚、出産、育児等の理由で離職している女性の再就職支援のための相談窓口。

基本目標5

くらし・生命を守るまち【防災安全】

数値目標	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
自主防災組織率	97.4%	100%



基本施策	具体的施策
(1) 災害に強い強靱なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①事前防災・減災対策の推進 ②消防防災体制の充実 ③自主防災組織の育成 ④防災無線等の情報システムの活用 ⑤災害時の対応力の強化 ⑥防災教育の強化
(2) 防犯・交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ①地域安全・防犯対策の推進 ②交通安全意識の高揚と安全対策
(3) 雪に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ①除雪体制の充実 ②協働による雪処理の体制づくり ③融雪システムの取り組み ④雪に親しみ、活用する取り組み

5 防災安全-1 国土強靱化と地域の安全の確保-基本施策 1

災害に強い強靱なまちづくりの推進

●現状と課題

① 事前防災・減災対策の推進

近年、全国的に地震や台風、豪雨などによる自然災害が頻発・激甚化しています。本町においても、平成 30 年 8 月に二度にわたって激しい豪雨に襲われ、町の全域において道路や河川、農地・農業用施設、林道などに甚大な被害を受けました。また、災害対策本部を設置していた役場庁舎が浸水したほか、福祉施設も被災し要配慮者が避難できないなどの事態が発生しました。こうした教訓を踏まえ、災害に強い強靱なまちづくりに向け、事前防災や減災対策を進めていく必要があります。

② 消防防災体制の充実

消防団員を確保するため、処遇改善・活動しやすい環境の構築や団員定数の見直しと本部付け分団長を新たに配置するなど組織の強化を推進してきましたが、人口の減少とともに消防団員も減少し、団員の確保が課題とされています。また、老朽化した消防ポンプ積載車更新や消火栓及び防火水槽の改修など施設の整備・装備の充実により、防災力をさらに向上させることが求められています。

③ 自主防災組織の育成

各地域においては、自助(自分の命は自分で守る)・共助(地域で助け合い、被害拡大を防ぐ)の取り組みが継続して実施されるようにするため、防災・消防体制の充実を図るとともに自主防災組織の育成や支援を図り、防災活動に参加しやすい環境を整えていく必要があります。

④ 防災無線等の情報システムの活用

平時における注意喚起や災害発生時の情報伝達的手段として防災行政無線を活用していますが、経年劣化や 2022 年 12 月までにデジタル化を行う必要があることから、令和元年度に防災行政無線のデジタル化・多重化を行います。災害時における住民への情報伝達を的確に行うため、災害に強く、受け手の状況に応じた伝わりやすさも考慮し、実情に合わせた伝達手段を組み合わせて構築することが求められています。

⑤ 災害時の対応力の強化

全国各地で猛威を振るう地震や風水害、土砂災害などの自然災害は、毎年のように大きな爪痕を残していきます。その被害の拡大を最小限に止めるには、消防団・自主防災組織・最上広域市町村圏事務組合消防本部等の関係機関と連携した組織体制のもとに災害時における迅速な対応が必要です。

⑥ 防災教育の強化

異常気象とは、過去に経験したことから大きく外れて、人が一生の間に希にしか経験しない現象(30年間に1回程度)ですが、最近では毎年のように全国各地で異常気象が発生し、過去の経験だけでは想定できない甚大な被害が発生していることから、災害時の行動は、まさに命を左右するものとなります。災害から身を守るため、地域によって違う災害発生リスクを地域の特性や過去に発生した災害から学び、事前に調べて共有し「行動」することが重要になります。また、学校防災と児童・生徒への防災教育も求められています。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①事前防災・減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 8 月豪雨時の教訓を踏まえ、災害時も機能を発揮する防災拠点施設、要配慮者が安心して避難できる福祉避難所を整備します。 「舟形町国土強靱化地域計画（令和 2 年 2 月策定予定）」に基づき、ハード・ソフト両面で事前防災・減災対策を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点施設の整備 福祉避難所の整備 新基準に基づくハザードマップの整備 緊急輸送道路、孤立集落アクセスルートの整備 道路施設等の防災対策・耐震化・老朽化対策等による安全確保 国や県と連携した治水対策の実施
②消防防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の確保に努め、老朽化した消防施設・装備を計画的に更新し、消防・防災力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の確保 消防積載車の更新(更新計画) 消火栓・防火水槽の改修等 消防団員の装備の充実
③自主防災組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織と地域防災リーダーの育成を推進し、地域での災害時の初動体制・誘導体制及び組織的活動体制の確立を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の育成 地域防災リーダー育成 防災士の育成
④防災無線等の情報システムの活用	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線などによる防災・災害情報(J-ALERT や山形県河川情報システムと連携する)を迅速かつ的確に発信し、共有化できる体制を確立します。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報配信システムの活用
⑤災害時の対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 防災センター機能を充実し、業務継続体制の構築を図るとともに、防災対応訓練を実施することにより、災害時の対応力の強化を図ります。 大規模災害発生時における応急復旧等を円滑に行うため、広域的な相互応援・協力体制の構築を進めます。 災害時に必要となる物資等の供給を確保するなど、民間業者等との協力協定の締結を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災センター機能の充実 広域的な相互応援・協力体制の構築 民間業者等との協力協定の締結の促進
⑥防災教育の強化	<ul style="list-style-type: none"> 未来の自然災害に対して行動できる知識を持ち、自ら考えて判断し、危険から身を守る行動をとるため、学校や地域での防災意識の向上を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練実施の支援 防災教育の充実 防災講演会の開催

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)
防災士の数 (累計)	14 人	20 人

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町国土強靱化地域計画
- ・舟形町地域防災計画
- ・ハザードマップ

5 防災安全-1 国土強靱化と安全・安心なまちづくりの推進-基本施策 2 防犯・交通安全対策

●現状と課題

① 地域安全・防犯対策の推進

本町では、凶悪犯罪の発生はなく、その他軽犯罪は減少傾向にありますが、継続して町民への防犯意識の高揚を図るとともに、警察署や防犯協会等の関係機関と地域が一体となって、防犯活動を行う体制が求められています。

また、高齢者を狙った特殊詐欺及び悪質商法は全国的に後を絶たず、町民のくらしの安全を脅かす被害は急増しています。消費者被害の未然防止・拡大防止のためには、迅速な情報提供により被害情報などの知識を学ぶことや消費生活相談窓口の機能強化が求められています。

② 交通安全意識の高揚と安全対策

県内の交通事故発生件数は、年々減少傾向にあるものの、死亡者数は減らず高齢者が半数以上を占めています。その対策としては、交通安全協会、母の会、町内会等の関係機関と保育園、学校、地域等が連携し、交通安全意識を高めるため、継続して交通安全教室や広報・啓発活動を推進する必要があります。併せて高齢者の運転による自動車事故防止、被害の軽減対策や交通安全施設(交通標識や横断歩道など)を整備し、交通事故防止を図る必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①地域安全・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯協会を中心に継続して積極的な啓発活動を展開していきます。 ・町消費生活団体や警察組織等と連携しながら、特殊詐欺被害等防止のための啓発活動を展開するとともに、各種消費者相談に対して連携するなど相談機能を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全運動の充実強化 ・各団体と連携し、防犯の防止、青少年非行防止 ・防犯広報、パトロールの実施 ・消費者行政推進事業 ・特殊詐欺防止啓発事業 ・消費生活相談窓口設置
②交通安全意識の高揚と安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等と連携し、交通安全意識の向上のための教室や飲酒運転の撲滅や交通マナーの向上に資するため、広報・啓発活動の充実を図ります。 ・高齢者のペダル踏み間違い等による交通事故対策として、「サポカー・サポカーS」に搭載されている先進安全技術を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全県民運動の推進 ・飲酒運転等の悪質・危険運転撲滅運動 ・子どもと高齢者の交通事故対策強化 ・地域住民の交通安全意識、規範意識の高揚

	<ul style="list-style-type: none"> ・交通危険個所の把握に努め、交通事故の発生防止を図るため、交通標識やカーブミラーなどの交通安全施設を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全運転装置の設置の推進(後付け含む) ・交通安全施設の整備
--	--	---

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)
死亡事故件数	0 件／年	0 件／年
特殊詐欺被害件数	0 件／年	0 件／年

●基本施策に関連する計画等

・

5 防災安全-1 国土強靱化と地域の安全の確保-基本施策3 雪に強いまちづくりの推進

●現状と課題

① 除雪体制の充実

町全域が特別豪雪地帯に指定されているとともに、舟形町地域づくりアンケートでも「困っていること」の第2位にあがるなど、町民の雪対策への関心が恒常的に高くなっています。

冬期間の日常生活や経済活動をする上で、道路の除排雪等の克雪対策は必要不可欠です。平成30年度は111.2km除雪延長をロータリ除雪車11台と除雪ドーザ2台で実施しています。限られた予算と時間で、異常降雪への対応や除雪事業者間の連携など、効率的な除排雪が求められます。また、県など他の機関とも連携し、雪対策を進めていくことも必要となっています。

② 協働による雪処理の体制づくり

核家族化の進展やライフスタイルの変化等に伴い、家庭や地域で共に支え合う機能が弱体化しつつあります。冬期間も安全・安心に暮らしていくためには、町民、事業者、行政がそれぞれの役割分担を再認識し、協働による雪対策の取り組みを進めるとともに、雪処理の担い手を確保していく必要があります。

③ 融雪システムの取り組み

高齢化の進展などに伴い、自力で雪処理を行うことが困難な世帯の増加が見込まれます。また、全国的に毎年、高齢者の雪に関する事故が発生していることから、屋根雪除雪の安全対策も重要な課題となっています。雪国エコ環境住宅や舟形町子育て支援住宅での屋根及び駐車場の融雪システムの有効性を踏まえた、さらなる普及が求められています。

④ 雪に親しみ、活用する取り組み

除雪対策等を進めるとともに、雪があるからこそできる行事や遊び、雪国ならではの文化など、雪をプラスの資源として捉える視点を持ち、雪に親しむ取り組みを進めることも必要です。

また、雪そのものを資源と捉え、雪の特性や潜在的エネルギーに着目し、これを日常生活や産業活動に活用するための取り組みが求められています。

● 具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①除雪体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各々の地域条件に合った除雪体制を構築します。 ・ 除雪の平等性を図るため、居住する住宅から最寄りの国・県・町道までの距離の遠い生活道路へ除雪支援を継続します。 ・ 側溝の老朽化対策を図ると共に地元流雪溝維持管理組合の体制を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な除雪体制の整備による道路除雪の実施 ・ 除雪機械の計画的な整備・更新 ・ 生活道路への除雪支援 ・ 社会資本整備総合交付金による流雪溝整備事業への取り組み ・ 豪雪対策本部設置時の対応強化の取り組み ・ 県と連携した総合的な雪対策
②協働による雪処理の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域等における除排雪の連携協力体制の強化。自助・共助の支え合い意識の醸成を行うための支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支え合い除排雪活動支援事業 ・ 小型除雪機購入補助事業 ・ 高齢者除雪サービス等の福祉サービスの実施
③融雪システムの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融雪システムの公共施設や民間施設への導入を促進します。 ・ より導入しやすい融雪システムについて調査研究を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大地熱融雪システムの導入促進 ・ 再生可能エネルギー等設備導入の普及・支援の取り組み ・ 雪国エコ環境実験住宅の活用
④雪に親しみ、活用する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雪を楽しみ、親しむための取り組みを支援します。 ・ 雪を資源として利用する取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雪の遊びや雪国の文化を振興継承していく取り組みへの支援 ・ 農林漁業体験実習館に設置の雪冷房システム・零温穀物貯蔵システムの検証

● 目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)
舟形一号線流雪溝整備事業の進捗率	45%	100%

● 基本施策に関連する計画等

- ・ 舟形町国土強靱化地域計画
- ・ 舟形町除雪計画
- ・ 社会資本整備計画

基本目標 6

快適なくらしを叶えるまち【生活環境】

数値目標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
人口の社会増減数 （転入者数と転出者数の差）	▲149 人 （直近 5 年間累計）	▲110 人 （今後 5 年間累計）



基本施策	具体的施策
(1) 道路・河川・水道・下水道・交通の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①道路網の整備 ②最上小国川かわまちづくり事業等による河川の整備 ③安定的な水の供給に向けた水道施設の維持管理 ④下水道施設の維持管理 ⑤公園の維持管理 ⑥公共交通体系の整備
(2) U J I ターンの促進	<ul style="list-style-type: none"> ①孫プロジェクト等によるUターン施策の展開 ②移住施策の展開
(3) 住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①定住環境の整備 ②空き家対策
(4) 持続可能な環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①優れた自然環境の保全 ②循環型社会の推進 ③環境に優しいエネルギー政策の推進 ④斎場の環境整備の推進

6 生活環境-1 生活を支える社会資本の整備・機能強化-基本施策 1 道路・河川・水道・下水道・交通の整備

●現状と課題

① 道路網の整備

道路は、日常生活の通勤・通学、産業・経済活動など、住民の暮らしに欠かせないインフラとなっています。町道管理延長は126.6kmにも及びます。

本町は、旧国道47号、国道13号と東北中央自動車道路が走る交通の要所にもなっています。しかし、安全で快適な道路網の整備は未だ不十分であり、東北中央自動車道路等へのアクセス道路整備の促進を図ることが重要です。また、橋梁などの道路施設の多くは高度成長期に建設されたものであることから、施設の老朽化対策が求められます。

② 最上小国川かわまちづくり事業等による河川の整備

近年、増加している局地的な豪雨等により、家屋への浸水や道路冠水など町民生活への被害リスクが増大しています。そこに住む地域住民の生命・財産を守るため、その時々にあった河川の整備等による対策に取り組むことが必要です。

また、最上小国川は舟形町の重要な資源です。環境を守り、次世代の子どもたちへ貴重な財産として継承するため、町民と一体となった地域の活性化を目指す取り組みが必要となっています。

③ 安定的な水の供給に向けた水道施設の維持管理

SDGsで求めているとおり、安全安心な水へのアクセスは、住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は、今後の社会情勢の変化に適切に対応し、経済性の発揮に努めながら、安定したサービスを持続することが必要です。

今後、人口減少に伴う料金収入の減少や、老朽に伴う施設の更新、施設や管路耐震化のための費用の増大など、事業の経営環境はより厳しさを増す状況にあります。

④ 下水道施設の維持管理

下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽に求められる役割は、快適で衛生的な生活環境の向上だけでなく、河川水質の保全や浸水対策など多岐にわたります。本町の下水道等は、平成30年度現在の水洗化率が87.8%と着実に整備が進んでおり、今後は老朽化対策が求められる。

⑤ 公園の維持管理

十二河原河川公園や縄文女神の郷公園などは町のシンボルであり、今後も安心して利用できるように施設等の維持管理に取り組むとともに、公園施設を有効に利用し、魅力的な公園づくりを進めていく必要があります。また、町内の身近で良好な緑を保全するため、町民と行政が協働で緑を生み出す活動や緑にふれあう取り組みを進めることが求められます。

⑥ 公共交通体系の整備

バス路線については、平成30年度より町営バス廃止に伴い、タクシー運営会社を運行主体とする舟形町デマンド型乗合タクシーが運行しています。高齢者の免許返納、高齢者世帯の増加等により、高齢者の通院や買い物の足の確保は大きな課題となっています。便数の増加、便の時間帯等、さらなる検討が必要となっています。

鉄道交通に関しては、通勤・通学など生活に欠かすことのできない交通手段ですが、道路インフラの整備や少子化による通学者の減少などから、利用者が減少しています。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国県への道路整備要望及び町道等のアクセス道路網の整備への要望活動を実施します。 ・施設の老朽化対策として段階的に更新及び修繕を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種同盟会を通じた幹線道路整備の要望 ・社会資本整備総合交付金事業（防災安全交付金）を活用した道路整備・改良事業
②最上小国川かわまちづくり事業等による河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国県への河川整備要望及び河川施設の強靱化への要望活動を実施し、災害に備えた河川等の整備を促進します。 ・県及び小国川漁業協同組合と連携し、最上小国川かわまちづくり事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 最上小国川かわまちづくり事業<町の取り組み> ・各整備エリアを接続するための施設整備 ・景観整備 ・各種ソフト事業
③水道施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の長寿命化を図り、計画的な事業運営を行います。 ・水道料金の見直しによる料金改定を検討し、適切な維持管理及び段階的な施設整備を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道アセットマネジメント計画^{※1}への取り組み
④下水道施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・下水・農集の維持管理費の軽減による適切な経営及び老朽化対策における段階的な施設の改修及び補修を行います。 ・合併処理浄化槽区域は、適切な補助金交付による更新を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業はストックマネジメント計画^{※2}への取り組み ・農業集落排水は最適整備構想での取り組み ・合併処理浄化槽の補助支援
⑤公園の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ボランティアの参加による公園施設の維持管理に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ボランティアへの委託
⑥公共交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー運営会社等と連携し、公共交通の利便性向上の検討を行い、高齢者の移動手段としてさらなる定着を目指します。 ・鉄道在来線の整備及び新幹線との接続強化、鉄道利用の拡大等を県及び市町村、県内各経済団体等と推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型乗合タクシーの運行費補助及び利便性向上の検討 ・公共交通となりうるほかの手段の検討 ・山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会等の取り組み ・奥羽本線・陸羽東線の利用拡大の取り組み ・ダイヤ改正要望の取り組み

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
有収率 ^{※3}	85%	90%
汚水処理人口（普及率）	95%	98%

●基本施策に関連する計画等

- ・水道アセットマネジメント計画
- ・下水道ストックマネジメント計画
- ・農業集落排水最適整備構想（個別施設計画）
- ・社会資本整備計画

※1 水道アセットマネジメント計画…

資産状況を的確に把握し、段階的な施設の更新と維持補修を適切に組合せ、資産の維持管理を効率化する仕組み。

※2 下水道ストックマネジメント計画…

膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理する。

※3 有収率…配水量のうち水道料金の徴収対象となった水量の割合を示す数値。

6 生活環境-2 安心して暮らせる住環境等の整備-基本施策 2 UJIターンの促進

●現状と課題

① 孫プロジェクト等によるUターン施策の展開

進学や就職等で若者の町外への流出が続いており、人口減少が加速しています。町には魅力的な資源がたくさんあるのに、若者に伝えきれていないのが現状です。町の情報を若者に伝え、暮らしやすい町というイメージを持ってもらうことで、「町で暮らす」ことが選択肢の1つとなるような取り組みを行なっていくことが必要です。

また、一旦町外に出た方がUターンしたいと考えたときに、仕事の確保や生活について、ある程度の見通しが見つからないと、実際の行動へ結び付くのが難しいようです。Uターンへの課題等の解決につながるような支援や、情報提供を行うことが必要です。

② 移住施策の展開

若者の町外への流出により、生産年齢人口が減少していることから、これからの地域の担い手を確保していくことが求められています。そのため、町で展開する住宅整備事業との連携を図りながら、移住者支援を効率的にPRし、若者世帯を中心とした町外からの移住者を確保していくことが必要とされています。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①孫プロジェクト等によるUターン施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・町内外の若者に、町や地域の情報を伝え、暮らしやすい町というイメージを持ってもらいます。 ・同窓会など、町出身者が集まる機会を捉え、町の各種情報の提供等を行い、Uターンを考える方への支援を行います。 ・県や産業界と連携した支援や取り組みを実施し、若者の将来的な町への定着を推進します。 	<p>おかえり！ 孫プロジェクト事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふながた WAKU WAKU WORK ・ジョブシャドウイング ・企業を対象とした研修会の開催 ・移住冊子の作成と配布 ・HP、Web、SNS等を活用した、取組動画の配信 ・就転職活動交通費補助金 ・有償インターンシップ支援補助金 ・新庄・最上ジモト大学 ・同窓会等開催に対する支援 ・若者定着奨学金返還支援事業
②移住施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・町の魅力や多様な支援策の情報を移住セミナーや様々な媒体で積極的に発 	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏での移住セミナーの開催 ・移住コンシェルジュとの連携による移住相談窓口の利用促進

	<p>信し、町外からの移住者確保につなげていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと山形移住・定住推進センター（令和2年4月設立予定）と連携した移住施策の展開 ・移住者支援策の展開 （移住支援金、移住世帯向け食の支援事業） ・若者向け定住・移住住宅を中心とした移住施策の推進
--	--------------------------------	--

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
魅力ある学校づくり調査 「将来、舟形に住みたい」	アンケート結果（%） 中1－21% 中2－9% 中3－16%	アンケート結果（%） 中1～3－35%
若者定着奨学金返還支援事業 利用後の町内居住者数(累計)	3人 （候補者累計18人）	10人
移住相談件数	2件／年	10件／年

●基本施策に関連する計画等

・

6 生活環境-2 安心して暮らせる住環境等の整備-基本施策 3 住環境の整備

●現状と課題

① 定住環境の整備

住宅を取り巻く環境は、刻々と変化しており、「住まい」に対する関心が高まっています。特に、舟形町子育て支援住宅入居者の退去後や、若い勤労者世帯向けの住環境整備について、民間事業者などと連携して進める必要があります。このようなことから、新たに造成される住宅団地は、上質な住環境を確保し、移住・定住の促進につなげていかなければなりません。

また、町への定住を確保するためには、高齢者や子育て世代、三世帯同居に配慮した住環境の整備、普及、住宅の住替え支援など住宅事情の変化に対応し、持続可能な循環型社会の形成に向けた取り組みが求められています。

公営住宅は老朽化が進んでおり、その維持や更新費用が多額になることが予想されることから、計画的な長寿命化対策に取り組むなどの今後の方針が重要となります。

② 空き家対策

近年、少子高齢化の進展や人口の減少などを背景として、全国的に空き家数が増加傾向にあります。舟形町においても核家族化や単独世帯化が進行しており、特に高齢者のみ世帯（単独世帯と高齢夫婦のみ世帯）は20年間で2倍以上に増加していることから、今後空き家が急速に増加する可能性があります。

本町では空き家対策の一環として、空き家等の所有者自身による解体を促進していますが、今後は、空き家の発生を予防する取り組みも必要です。また、相続放棄や所有者が不明である危険な空き家等についても、町民の安全安心を守るための対応が求められています。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①定住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や子育て世代、三世帯同居に配慮した住環境の整備を進めます。 ・集落規模による移住定住者の転居状況は異なることから、状況に合わせた小規模な宅地造成計画を推進します。 ・子育て支援住宅入居者の退去時期が迫っていることから、宅地造成計画など、舟形町に継続して住める環境づくりの整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定住促進団地（宅造）の整備 ・子育て支援住宅の整備 ・民間賃貸住宅等建設支援 ・在来工法建築（新築）補助金 ・転入者補助金 ・若者定住支援交付金 ・子育て支援交付金 ・若者向け定住・移住住宅 ・公営住宅の維持管理

	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅の建築費用に対し建築費を補助し、若い勤労者世帯などの地元への定着を図ります。 ・公営住宅（団地・戸別）の全施設計画見直します。 	
②空き家対策	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクを活用し、空き家の有効活用を図るとともに、移住・定住者に対する支援の充実を図ります。 ・空き家の実態調査を行うとともに、町内会等と連携した情報共有を進めます。また、実態調査を基に管理不全な空き家の所有者に対して指導を行うなど、継続して所有者自身による解体を促進していきます。 ・空き家等対策計画を策定し、空き家等の適正管理と利活用を促進するとともに、特定空き家等の発生抑制に取り組み、住環境の向上と町民の安全・安心の確保を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク ・空き家除却事業 ・空き家実態調査 ・舟形町空き家等対策計画の策定と計画に基づく取り組みの実施（発生抑制、適正管理と利活用、解体等）

●目標指標

重要業績評価指標（KPI）	現状値（平成30年度末）	目標値（令和6年度末）
空き家バンク利用による定住（累計）	0件	5件

●基本施策に関連する計画等

- ・公営住宅等長寿命化計画
- ・舟形町空き家等対策計画（R2年度中に策定予定）

6 生活環境-2 安心して暮らせる住環境等の整備-基本施策 4 持続可能な環境づくり

●現状と課題

① 優れた自然環境の保全

SDGs の理念を踏まえ、町の良好な自然環境を未来に継承していかなければなりません。ごみのポイ捨てや不法投棄により生活環境の保全が阻害されないよう、道路沿線、水路・河川へのごみの不法投棄を撲滅し、身近な河川の水質を改善するなど、快適な生活環境や自然環境の保全に取り組む必要があります。

② 循環型社会の推進

家庭系廃棄物全体の処理量は減少傾向にありますが、人口一人当たりの処理量は 10 年前よりも増加しています。また、子供会を中心とした集団資源回収は少子化及び担い手の高齢化により回収量の減少が進んでいることから、集団資源回収支援の強化やごみの排出抑制だけでなく商品の購入抑制や生ごみの水切り推進など、できるだけごみを出さない取り組みが必要とされています。

③ 環境に優しいエネルギー政策の推進

気候変動への対策は SDGs の目標のひとつです。町も国際社会の一員として、地球温暖化防止に向けた対策に積極的に取り組んでいくことが求められます。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、自分たちが使うエネルギーに対する意識を高め、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取り組みをさらに進めていくことが必要とされています。

④ 斎場の環境整備の推進

火葬場は平成 2 年度の運用開始後、火葬炉のメンテナンスを含め施設の修繕を重ねていますが、老朽化が進んでいます。また、最上管内の各火葬場も老朽化が進んでいることから、最上管内全てを管轄する施設の整備の検討を進めましたが、各自治体の都合により調整ができず、広域による施設整備は難しい状況になっています。このようなことから、現存の施設を可能な限り利用できる方法を調査し、その検証結果をもとに、適切な管理運営について、大蔵村と協議しながら進めていく必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①生活環境の保全	・身近な生活環境において、町民一人ひとりが自分でできる範囲の美化活動への参加を促し、共同活動を通じた	・きれいな川で住みよいふるさと運動の実施

	生活環境保全への意識醸成を図るとともにごみの不法投棄パトロールや看板の設置など不法投棄防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのポイ捨て・不法投棄防止の啓発 ・巡回パトロールの実施
②循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町衛生組合連合会等各種団体と連携しながら、紙類資源の回収拡大、食品ロスの削減や水切りなど、ごみ減量化及び資源化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみゼロやまがた推進プラン」の推進 ・食品ロスの削減の取り組み ・生ごみの水切り推進の取り組み ・町リサイクル運動補助金 ・集団資源回収支援の強化 ・紙類資源回収の取り組み
③エネルギー政策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町民や事業所への啓発等を通して、地球温暖化対策のCOOL CHOICE※などの取り組みや省資源・省エネルギーに向けた取り組みを促進します。 ・公共施設へ積極的に省エネルギー・再生可能エネルギー設備を導入するとともに、一般家庭や企業への再生可能エネルギー等の設備導入を普及・支援する取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの普及などCOOL CHOICEを推進するための取り組み ・公共施設における再生可能エネルギーの利用拡大 ・省資源・省エネルギーに向けた取り組み ・民間における再生可能エネルギー等設備導入の普及・支援の取り組み
④斎場の環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への利便性を配慮し、快適性・厳粛性・合理性を具現化する施設を目指し、常に良好な施設の維持とサービスに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場を可能な限り長く利用できる方法の調査及びその検証結果に基づく環境整備の推進

※COOL CHOICE…

環境省が中心となって進めている、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)
1人当たりごみ排出量	554g/日	526g/日
事業系廃棄物処理量 ※処理場への個人搬入を含む	348t/年	313t/年

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】
- ・舟形町ごみ処理実施計画
- ・舟形町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）(R2年度中に策定予定)
- ・新庄最上定住自立圏形成ごみ減量化対策推進計画

基本目標 7

健全で持続可能な行財政運営

数値目標	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
実質公債費比率 <small>※災害復旧事業や建設事業に係る借入の増大により、実質公債費比率は悪化していく推計であるが、最小限に留める目標を設定する。</small>	12.1%	16%未満に抑制



基本施策	具体的施策
(1) 財政の健全化	①財政健全化への対応 ②財源の確保 ③公共施設等の適正管理 ④公営企業等の経営健全化
(2) 行政の効率化	①適正な定員管理と効率的な組織体制の推進 ②職員の人材育成 ③民間活力及びICTの活用推進 ④広域連携の推進
(3) 情報発信・広聴の強化	①情報発信の強化 ②広聴活動の充実

7 行財政運営-1 時代にあった行財政運営-基本施策 1 財政の健全化

●現状と課題

① 財政健全化への対応

平成 30 年 8 月豪雨災害及び大規模投資事業による公債費^{※1}の増嵩により、経常的に係る経費の増大が見込まれます。これらに要する一般財源^{※2}を確保するため、地方交付税^{※3}の動向を注視しながらも歳出削減等に適切に取り組んでいく必要があります。また、まちづくりの推進と照らし合わせながら、経常事務の見直しと合わせて普通建設事業についても重点化が必須の状況です。

② 財源の確保

自主財源^{※4}の確保に努め、持続可能な財政基盤を構築することが求められています。特にふるさと納税については制度を遵守しながら寄附していただける体制づくりに努め、併せて町の資源を生かしたクラウドファンディング^{※5}等の活用が必要となっています。

③ 公共施設等の適正管理

既存公共施設は町内外の利用が可能であり、利用料収入確保に向け、利用者の分析や部屋単位での利用分析を進め、更に利用促進につなげていく必要があります。

H28 策定の公共施設等総合管理計画^{※6}を現状に見合った形へ見直しを進めるとともに、個別施設計画^{※7}の策定を進め、各施設における維持管理や更新等にかかる経費の把握が求められています。今後、老朽化が進んでいく施設の将来についての総合的な検討が必要な時期を迎えることとなります。

④ 公営企業等^{※8}の経営健全化

平成 28 年度に策定した経営戦略を基礎に安定的な使用料収入を確保し、公営企業の経営健全化を図る必要があります。また、令和 6 年度からの公営企業法の適用^{※9}義務化を見据えてはいるものの、人口減少による使用料の減少、それに反比例しての施設の老朽化に対する修繕等経費の増加などの課題に対応していくことが重要となってきます。使用料金の適正な設定を行い今後も維持可能な経営を展開していく必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①財政健全化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・歳出削減に適切に取り組む、一般財源の確保に努めます。 ・実質公債費比率^{※10}抑制のため、事業を厳選し、起債発行を抑制します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直しを実施 ・起債削減の徹底 ・普通建設事業の重点化・厳選

②財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢を鑑みながら利用者負担の適正化を検討していきます。 ・滞納整理の適正執行を実施。 ・未利用施設等の有効活用や処分・売却により、コスト削減や財源確保に努めます。 ・特色ある事業への民間投資の活用を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料等の適正化 ・未納対策の強化 ・未利用財産の有効活用と処分 ・クラウドファンディングの検討・実施
③公共施設等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動を推進しながら公共施設の利用率向上に努めます。 ・維持管理・運営に要する経費の把握と今後の推計を行うとともに、老朽化が進んでいく施設の将来について検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや交流等の活動による公共施設の利用促進 ・維持管理・運営に要する経費等を網羅した個別施設計画(全施設)の策定 (R2年度) ・公共施設等総合管理計画の見直し (R3年度) ・各施設の課題整理と公共施設運営委員会を中心とした管理運営の方向性の検討 ・廃校校舎利活用の取り組み
④公営企業等の経営健全化	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な使用料収入を確保することで経営の健全化に努めます。 ・公営企業法適用に適切に対応し戦略的経営を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略による経営健全化 ・公営企業法適用による戦略的経営

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)
経常収支比率 ^{※11} <small>※災害復旧事業や建設事業等に係る償還の増大により、経常収支比率は悪化していく推計であるが、最小限に留める目標を設定する。</small>	87.6%	92%未満に抑制

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町財政計画
- ・過疎計画、辺地計画
- ・公共施設等管理計画

※1 公債費… 借金返済に係るお金

※2 一般財源… 自由に使えるお金

※3 地方交付税… 国から配分されるお金

※4 自主財源… 町が自主的に収入できるお金

※5 クラウドファンディング… 目的に賛同した方からの寄附

※6 公共施設等総合管理計画… 町が管理する公共施設の総括的な管理計画

※7 個別施設計画… 町が管理する公共施設ごとの管理計画

※8 公営企業等… 水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業のこと

※9 公営企業法の適用… 複式簿記により経営状況を把握する会計方式へ移行すること

※10 実質公債費比率… 借金返済額の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したものの。財政状況を判断する指標として用いられる。

※11 経常収支比率… 地方税や普通交付税などの収入に対し、公債費や人件費、扶助費など決まった支出が占める割合

7 行財政運営-1 時代にあった行財政運営-基本施策 2 行政の効率化

●現状と課題

① 適正な定員管理と効率的な組織体制の推進

効率的な組織化を目指すべく、班制から係制に機構改革が行われたことから、業務担当は明確になっているところであるが、全体の人員が不足しているため、職員の負担が大きく効率的定員には至っていない現状です。このため、会計年度任用職員^{*1}を活用しつつ、正職員の採用を行いながら、適正な定数管理を進めます。あわせて各課室間、課室内の情報共有を密接にし、効率的な組織運営を進めていく必要があります。

② 職員の人材育成

少子・高齢化の一層の進展、住民の価値観の多様化等目まぐるしい時代の変化に的確に対応できる「考える職員」、「説明できる職員」の育成を目指す必要があります。

③ 民間活力及び ICT^{*2} の活用推進

現在、3施設において指定管理による施設運営を行っている他、多くの業務で外部委託を実施していますが、民間活力の活用が期待できる分野の模索が必要です。

また、行政機関における ICT 活用は、国が先導する情報セキュリティ対策やマイナンバー情報連携^{*3}への対応は図っていますが、県電子申請^{*4}等の利便性向上対策については進んでいません。今後、日本全体が人口減少社会の中、人手不足を補うための ICT 活用は今後益々進んでいくと考えられます。住民活動における ICT 活用支援については、町内においても遅れをとらないよう対応が必要です。また、国が提唱する Society5.0^{*5}の社会では AI^{*6}による情報提供により課題克服に向け対応を検討していかなければなりません。

④ 広域連携の推進

ごみ処理、消防など近隣市町村で構成する最上広域市町村圏事務組合での共同処理や、新庄最上定住自立圏^{*7}による地域医療体制の整備や職員の合同研修など、特定の業務での広域連携に取り組んでいます。町の職員体制や財政の縮小が見込まれる中で、今後さらに多様化する行政ニーズに対応するために、相互補完やスケールメリットの活用などを目的とした広域連携にさらに取り組んでいく必要があります。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①適正な定員管理と効率的な組織体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な定員管理を進め、組織体制の充実を図ります。 ・ 課題及び現状を職員で共有し、それに向けた事務分担を設定し、組織運営の効率化・スリム化を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な職員採用の実施 ・ 柔軟かつ機動性の高い組織形態の構築（横断的プロジェクトチームの充実）

		<ul style="list-style-type: none"> ・総括補佐会議等の庁内横断的な会議の開催による課題の共有と改善 ・毎週の課内朝礼での進捗確認
②職員の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修等を通じて、目まぐるしい時代の変化に的確に対応できる職員を育てていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理監督者の指導者としての養成の強化 ・人事評価時の面談での課内の事務事業の共有化 ・能力を発揮できる職場環境づくりの構築 ・職員研修の充実
③民間活力及びICTの活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理や民間委託を積極的に推進します。 ・各種行政手続きにおいて、ICT活用により利便性向上を図ります。 ・産業経済等の幅広い分野での住民活動におけるICT活用を支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力を活用できる業務の洗い出しと対応事業者の掘り起こし ・マイナンバー情報連携 ・県電子申請の活用 ・農業をはじめとした産業分野や各種住民活動においてICT活用を支援する取り組み
④広域連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新庄市との新庄最上定住自立圏形成協定による既存の連携事業を継続しつつ、最上圏域内の広域的な観光情報の発信や移住定住対策など広域連携によるスケールメリットを生かしたさらなる行政の取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新庄最上定住自立圏による事業連携の拡充

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和6年度末)
職員1人当たりの研修日数	1.8日/年	4.0日/年

●基本施策に関連する計画等

- ・舟形町定員管理計画
- ・舟形町人材育成基本方針
- ・新庄最上定住自立圏共生ビジョン

※1 会計年度任用職員… 旧臨時職員

※2 ICT… コンピュータを使った情報処理や通信技術の総称

※3 マイナンバー情報連携… 国のシステムを通じて各自治体間で情報を共有するもの

※4 県電子申請… インターネットを通じて行政手続きや施設予約が行なえる山形県主導のサービス

※5 Society5.0… インターネット空間と現実空間を高度に融合させた新未来社会のこと

※6 AI… 言語理解や問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。人工知能。

※7 定住自立圏… 近隣の市町村が連携し役割分担を行いながら効率的な行政サービスを提供していくもの

7 行財政運営-2 情報力の強化-基本施策 3 情報発信・広聴の強化

●現状と課題

① 情報発信の強化

町民等の情報取得のスタイルや活用されているツールが多様化し、コミュニケーションの方法が変化しています。紙メディア、Webメディア、マスメディアなどを複合的に活用したり、情報間の連携を図ることが重要となっています。町民に必要な情報を正しく届け、行政への理解を得て信頼関係をより深めていくことが、協働のまちづくりの深化にも繋がります。

また、自治体間競争の高まる中、本町に関する情報に興味を持ってもらうためには、町の魅力や実施する事業を正しく伝える必要があります。

② 広聴活動の充実

広聴とは、行政の施策や計画等の住民生活に直接関わることにに関する意見や要望を聞き、その結果を行政に反映させていくことで、町ではハガキ等による個別広聴やワークショップなどの集会広聴を行なっています。

第7次総合発展計画に描いたまちづくりを実現していくためには、町民と行政が一体となって取り組む必要があります。そのためには、町民に町政に対する理解を促すとともに、町民の声をしっかりと聴き、共にまちづくりを進めていくしくみが求められます。

●具体的施策ごとの展開方針と主な事業

具体的施策	展開方針	主な事業・取り組み
①情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・町政情報の積極的な発信や市民参加の機会の確保など、広報活動を強化することが重要です。職員一人一人が広報活動に対する意識と技術の向上を目指すとともに、各課の連携強化を図ります。 ・町民に「伝わる広報」を目指して広報ふながたの質を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等の効果的な活用やマスメディアとの積極的な連携 ・新たなプロモーション戦略の推進 ・広報誌、ホームページの充実
②広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な町民ニーズや地域の課題を把握するため、様々な手法による積極的な広聴活動を推進します。 ・意見や提言の各課間における情報共有の促進を図るとともに、町政への反 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ふながた「ふれあい広場」や「町民アンケート」「地域づくりワークショップ」等の取り組み ・パブリック・コメント手続きの推進等

	映状況の積極的な公表に努め、町民との情報の共有化を推進します。	
--	---------------------------------	--

●目標指標

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (平成 30 年度末)	目標値 (令和 6 年度末)
町ホームページアクセス数	68,393 件/年	70,000 件/年

●基本施策に関連する計画等

.



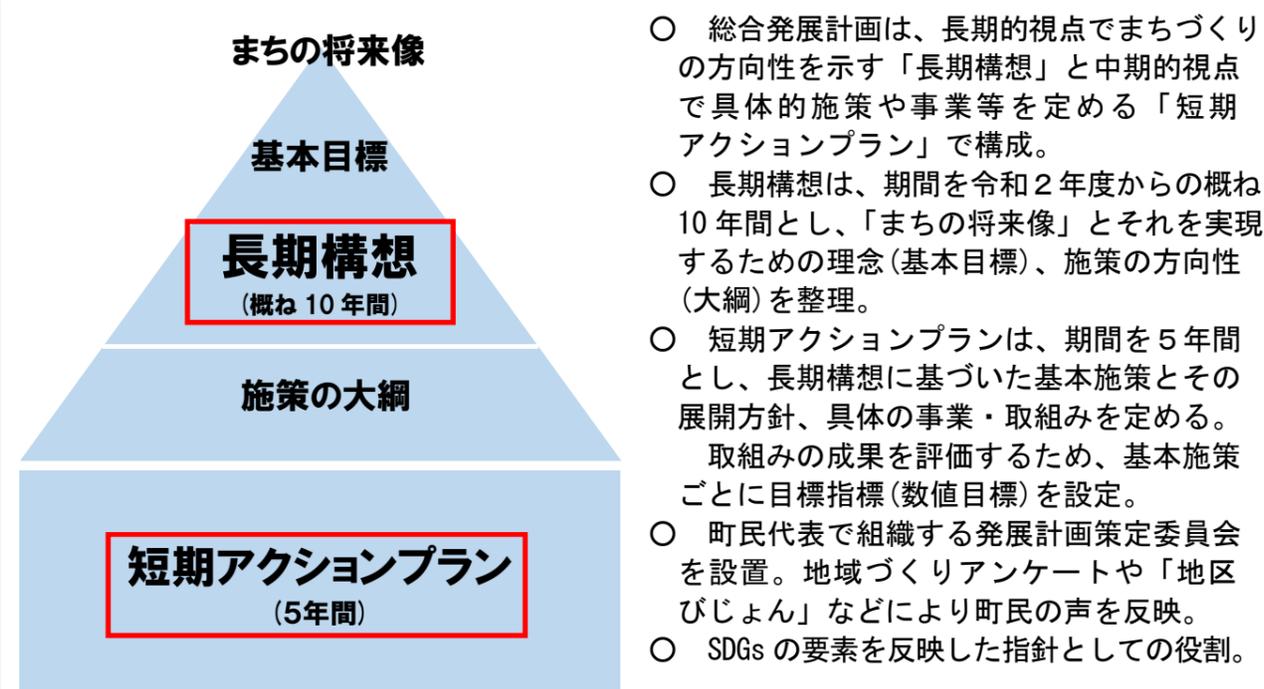
第7次舟形町総合発展計画（案）の概要

町では、これまで第6次舟形町総合発展計画（計画期間：H22～H31）に基づき、まちづくりを着実に推進してきた。同計画が今年度末に終期を迎えることから、これまでの取り組みの成果と課題、その後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、中長期的なまちづくりの指針としての新たな総合計画（第7次舟形町総合発展計画）を策定する。

1. 本町を取り巻く社会経済情勢

- 人口減少と少子化の加速化
- 人生100年時代の到来に対応する高齢者をはじめとする健康維持
- 多様化する社会
- 技術革新の進展
- 自然災害の頻発と激甚化 など

2. 第7次舟形町総合発展計画の構成



舟形町人口ビジョン・総合戦略と連動

- 本計画のうち短期アクションプランを、まち・ひと・しごと創生法第9条に基づく、「舟形町総合戦略」として位置づけ。
- 長期構想には、時点修正した「舟形町人口ビジョン」を盛り込む。

3. 基本的方向性

- 第6次舟形町総合発展計画を受け継ぎながら、本町をとりまく社会経済情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めるために、本計画では、「6本の柱」と「それを支える1つの基盤」を基本目標として短期アクションプランを力強く推進し、「ふながた創生」を拡大・加速していく。
- 「住んでいる人が誇れるまちづくり」に取り組んでいくことで、町民の誰もが“幸せ”と“わくわく”を実感できる「わくわく未来ふながた」を創造する。

4. まちの将来像と基本目標

将来像：住んでいる人が誇れるまちづくり 「わくわく未来ふながた」

基本目標：6本の柱とそれを支える1つの基盤

短期アクションプラン
重点プロジェクト

目標1：いつまでも元気で笑顔が溢れるまち（福祉健康）

目標2：町の「宝」を守り育てるまち（教育文化）

目標3：地域の魅力・活力を生み出すまち（産業経済）

目標4：つながり、支え合うまち（地域づくり）

目標5：暮らし・生命を守るまち（防災安全）

目標6：快適な暮らしを叶えるまち（生活環境）

目標7：健全で持続可能な行財政運営（支える基盤）

100歳元気プロジェクト

少子化対策・子ども育成プロジェクト

定住・移住プロジェクト

デジタルファーストプロジェクト

第7次舟形町総合発展計画の体系（案）

（注）「【新規】～」の項目は、第7次総合発展計画から新規で追加されるもの。

住んでいる人が誇れるまちづくり 「わくわく未来ふながた」

		長期構想(概ね10年)		短期アクションプラン(5年)		
基本目標		施策の大綱		基本施策		
				具体的施策		
6本の柱	1 笑いつまでも元気で (福祉健康)	1 生涯を通じた健康づくりの推進	1 保健・医療の充実	地域医療との連携の強化、二次医療圏供給体制の確保		
			2 健康寿命の延伸	生活習慣病対策の強化と重症化予防、【新規】がん予防対策の推進、こころの健康づくりの推進、生涯を通じた口腔機能の維持、医療費適正化の推進		
		2 高齢者・障がい者が輝く共生社会	3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	社会参画・生きがいづくり等の支援、地域支え合い、【新規】認知症の人と支える家族へのサポート		
			4 障がい者がいきいき暮らせるまちづくり	【新規】こころのバリアフリーの推進、療育体制の充実・強化、就労の促進		
	2 町の「宝」を守り育てるまち (教育文化)	1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	1 出会い・結婚・出産・子育てへの支援充実	結婚支援、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援、【新規】経済的負担の軽減		
			2 保育機能の充実	保育サービスの充実、【新規】就学前教育、【新規】放課後児童支援		
		2 共に生きる力を育成する教育の推進	3 学校・家庭・地域・行政による町ぐるみ教育の充実	確かな学力の育成、地域に学び、地域を愛する教育の充実、【新規】小・中学校の施設整備と教育環境の充実、【新規】職業観・勤労観の育成		
			3 生涯学習の推進と文化スポーツの振興	4 生涯学習の推進	【新規】学校・家庭・地域の連携協働推進、青少年の健全育成、成人・高齢者教育の推進、【新規】読書活動の推進	
				5 芸術文化の振興と文化財の活用	芸術文化活動の振興、【新規】縄文の女神の活用、文化財の保全と伝承	
				6 スポーツの振興	子どもの体力・運動能力の向上、健康スポーツ・競技スポーツの推進	
	3 地域の魅力・活力を生み出すまち (産業経済)	1 地域の強みを生かした農林水産業の振興	1 儲かる農業の推進	経営体・担い手の育成及び法人化の推進、【新規】売れる米づくり、【新規】園芸農業の推進、【新規】スマート農業の導入、生産基盤と施設の近代化、農林水産業を起点とした6次産業化の推進		
			2 林業・内水面漁業の持続的推進	林業の成長産業化、内水面漁業の持続的推進		
		2 地域に根差した産業振興	3 商工業の持続的推進	企業の維持・発展と雇用の創出、町内商店の商業機能の維持		
			4 交流・関係人口の拡大	観光から交流へ、地域資源の有効活用、【新規】縄文の女神の商品開発、【新規】各種イベントや施設情報の発信、【新規】ふるさと納税の推進		
	4 つながり、支え合うまち (地域づくり)	1 持続可能な地域づくり活動の推進	1 コミュニティ活動の推進	単位自治組織の活動支援、【新規】地域運営組織の構築と活動の推進、【新規】地区公民館の運営・整備の支援		
			2 多様な担い手による活躍の推進	NPO等の地域ボランティア活動の推進、【新規】多種多様な人材活用の推進、若者の主体的な活動の推進、男女ともに活躍できる環境づくり		
	5 くらし・生命を守るまち (防災安全)	1 国土強靱化と地域の安全の確保	1 災害に強い強靱なまちづくりの推進	【新規】事前防災・減災対策の推進、消防防災体制の充実、【新規】自主防災組織の育成、【新規】防災無線等の情報システムの活用、【新規】災害時の対応力の強化、【新規】防災教育の強化		
			2 防犯・交通安全対策	地域安全対策の推進、交通安全意識の高揚と安全対策		
			3 雪に強いまちづくりの推進	除雪体制の充実、協働による雪処理の体制づくり、融雪システムの取り組み		
	6 快適なくらしを叶えるまち (生活環境)	1 生活を支える社会資本の整備・機能強化	1 道路・河川・水道・下水道・交通の整備	道路網の整備、【新規】最上小国川かわまちづくり事業等による河川の整備、水道施設の維持管理、下水道施設の維持管理、公園の維持管理、公共交通体系の整備		
2 U J I ターンの促進			【新規】孫プロジェクト等によるUターン施策の展開、【新規】移住施策の展開			
2 安心して暮らせる住環境等の整備		3 住環境の整備	定住環境の整備、【新規】空き家対策			
		4 持続可能な環境づくり	優れた自然環境の保全、循環型社会の推進、環境に優しいエネルギー政策の推進、畜場の環境整備の推進			
1つの基盤	7 健全で持続可能な行政運営 (支える基盤)	1 時代の変化に的確に対応する行政運営	1 財政の健全化	財政健全化への対応、財源の確保、公共施設等の適正管理、公営企業等の経営健全化		
			2 行政の効率化	効率的な組織体制の推進、職員の人材育成、【新規】民間活力及びICTの活用推進、広域連携の推進		
		2 情報力の強化	3 情報発信・広聴の強化	【新規】情報発信の強化、【新規】広聴活動の充実		

自治体SDGsの取組を対象とした内閣府の支援メニュー

▶ 地方創生SDGs官民連携プラットフォーム

SDGsを共通言語として、課題解決に取り組む多様なステークホルダーの連携を促進し、官民連携による先駆的取組の創出を図り、SDGsの達成と持続可能なまちづくりによる地方創生を実現します。

内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施の促進及びそれに資する「環境未来都市」構想を推進し、より一層の地方創生に向けて、地方自治体・地域経済に新たな付加価値を生み出す企業・専門性を持ったNGO・NPO・大学・研究機関など、広範なステークホルダーとのパートナーシップを深める官民連携の場として、「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を設置いたしました。当プラットフォームの趣旨にご賛同いただける皆様のご入会を心よりお待ちしております。(会費無料)



▶ 講師派遣

SDGsの達成に向けた取組の普及・促進を図るため、地方公共団体が開催する講演会やイベントに講師の紹介・派遣を行います。

内閣府では、SDGsの達成に向けた取組の普及・促進を図るため、地方公共団体が主催または共催する講演会等のイベントに対し、講師派遣等の支援を行っています。



1. 支援の内容

- ① 内閣府職員等の派遣
- ② 外部有識者等の紹介
- ③ 外部有識者等の派遣

2. 対象事業

- ① 自治体が主催又は共催する事業
- ② 地方創生に向けた自治体におけるSDGsの達成に向けた取組の普及・展開に一定の効果があると認められる事業
- ③ 有識者等の派遣は、複数の自治体職員の出席、一定数以上の出席者が見込まれる事業に限定

※詳細はホームページをご覧ください。

▶ 国際フォーラム

国内外の各都市の有識者が登壇、国際社会全体の普遍的な目標であるSDGsの達成や環境問題・超高齢化等の地域課題の解決に向けて議論する国際会議です。

【2017年度の開催概要】

千葉県柏市で10月に開催。「地方創生に向けたSDGsの取組～環境未来都市の5年間の取組総括と国際化も視野に含めた今後の展開～」をテーマに、「環境未来都市」構想の実績を踏まえ、地方創生における自治体SDGs達成のための取組を推進するにあたっての基本的考え方について国内実施・国際連携の両面から議論し、以下3点を提言しました。



- 日本政府が推進してきた「環境未来都市」構想は経済・社会・環境に係わる新たな価値創生を目指す取組で、SDGsの理念と共通する点が多く、自治体がSDGsを導入するに際して貴重な示唆をあたえる。
- 自治体にSDGsを導入し、経済・社会・環境に係わる諸課題の解決に統合的に取り組むことは持続可能な発展をもたらす、国全体としての地方創生の推進に繋がる。
- 自治体は世界の共通言語であるSDGsを推進することにより、国の内外の産官学民のステークホルダーとパートナーシップを構築し、経済・社会・環境の諸課題において、一層の社会貢献を図ることが出来る。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



「持続可能な開発目標(SDGs)」は、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものとして、日本も積極的に取組を進めています。

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を測るインディケーターで構成されています。地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)社会の実現をめざし、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。先進国、発展途上国を問わず、様々な国・地域ですでに取組がはじまっています。

ホームページ

自治体SDGsについて、その意義や、先進的に取組を進める「SDGs未来都市」等のほか、官民連携によるSDGsの推進を目的とした「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」、自治体SDGsの取組に資する「環境未来都市」構想について紹介しています。

<http://future-city.jp/>

futurecity

検索



お問い合わせ

内閣府 地方創生推進事務局

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 電話 03-5510-2175

内閣府 地方創生推進事務局

自治体がSDGsに取り組む意義

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたって成長力を確保することを目指しており、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要となります。

自治体においてSDGsを活用することで、客観的な自己分析による特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策推進の全体最適化が実現します。

また、自治体と各ステークホルダー間において、SDGsという共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現します。

SDGsの達成に向けた取組を通じ、地域課題解決に向けた自律的好循環を生み出すことができ、地方創生の課題解決を一層促進することが可能となります。

SDGs未来都市・

自治体SDGsモデル事業

2018年6月、自治体によるSDGsの達成に向けた取組の先進的なモデルとなる29都市を「SDGs未来都市」として選定し、その中でも特に先導的な取組10事業を「自治体SDGsモデル事業」として選定しました。これらの取組を支援するとともに、全国の自治体にSDGsの取組が広く浸透することを目的に成功事例の普及展開を通して、地方創生の深化につなげていきます。



すでに始まっている自治体SDGsの取組事例

将来のビジョンづくり

自治体がSDGsを推進するためには、まず地域の実態を正確に把握し、2030年のあるべき姿を描くことが必要です。バックキャストिंगのアプローチを採用してビジョンを描き、その実現に向けて、SDGsのゴール、ターゲット、指標を参考に、政策目標を作ってみてはいかがでしょうか。

体制づくり

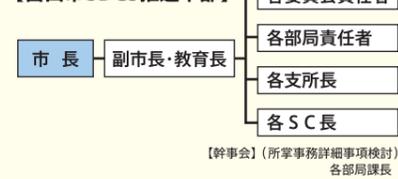
SDGsが示す多様な目標の達成、経済・社会・環境に関わる統合的な取組を進めるためには、自治体行政内の横断的な執行体制（人材、予算、権限等）を整備し、2030年のあるべき姿の実現に向け、各セクターが互いの部局が抱える課題を考慮し協働していくことが必要です。

白山市

内部体制の構築によるSDGsの推進

白山市では、多様な課題に対し、SDGsの視点に基づく取組の必要性を認識し、全庁横断的かつ効果的に推進するため、2018年3月19日に市長を本部長とする「白山市SDGs推進本部」を設置しました。同本部により、SDGsの理念に基づく持続可能なまちづくりの取組や市民、企業、高等教育機関等によるSDGsを推進する取組との連携、支援を行うこととしています。

【白山市SDGs推進本部】



各種計画の策定・改定

長野県

SDGsを取り入れた中長期計画の策定

長野県は、2030年の将来像を展望した総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0～学びと自治の力で拓く新時代～」に、SDGsの理念を組み込みました。学びと自治の力を推進エンジンに、地方創生とSDGsの取組を展開しつつ、誰一人取り残さない「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現を目指しています。

詳細はこちら <https://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/sogokeikaku/2018keikaku.html>



自治体において、SDGsの達成に向けた取組を具体的に進めていくためには、「総合計画」や「地方版総合戦略」、「環境基本計画」などの既存計画にSDGsの取組や要素を盛り込んだり、SDGsの概念を組み込んだ独自の戦略や計画を策定することも効果的です。

関係者(ステークホルダー)との連携

北海道

多様なステークホルダーとの連携体制構築によるSDGsの推進

北海道では、道内において個人や企業、団体、NPO、行政機関など各層にSDGsが浸透し、幅広い分野や地域で具体的な取組が展開されるよう、多様な主体が連携・協働する全道的なネットワーク組織として、2018年8月31日に「北海道SDGs推進ネットワーク」を設立。SDGsの達成に向けた取組をより積極的に推進していくこととしています。

詳細はこちら <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/SDGs/network.htm>

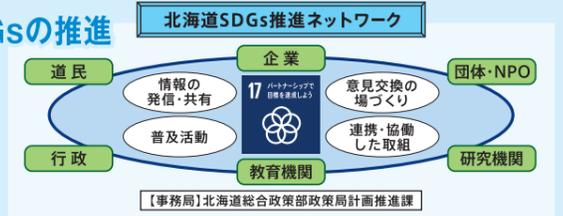
北九州市

環境・SDGs推進に向けた地方自治体と企業との連携協定

環境とSDGsの分野で互いの強みを生かして連携するため、北九州市は損害保険ジャパン日本興亜株式会社と「環境・SDGs連携協定」を締結しました。SDGsの普及啓発や市内企業のビジネス展開の促進、再生可能エネルギー等の導入や気候変動に伴う適応策の推進、環境国際協力など、市全体、日本及びアジア地域の環境・SDGsの更なる推進を目指しています。本協定は、SDGsに関する地方自治体と企業との連携協定として、全国初のケースです。

詳細はこちら <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/00101176.html>

自治体におけるSDGsの取組の推進には、国内外の自治体、地域経済に新たな付加価値を生み出す企業、専門性を持ったNPO・NGO、大学・研究機関等の多様なステークホルダーの参画が不可欠です。また、世界共通の言語を通じた多様なステークホルダーとのパートナーシップの深化や連携が必要であり、関係する主体がそれぞれの立場を超えて、横断的に取り組めるための枠組みや工夫が必要です。



情報発信による学習と成果の共有

下川町

SDGsパートナーシップでイノベーション創発へ

下川町は、2018年9月28日～29日の日程で、「北海道下川町と2030年を描く SDGsアカデミックツアー」を開催。(株)クレーンの園田氏及び、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)の吉高氏の特別講演、下川町のゼロエミッションの木材加工やバイオマスエネルギーなど、豊富な自然を活かしたSDGs実践現場の体験、ゲストによるグループワークを行い、イノベーション創発に向けたパートナーシップを模索しました。



横浜市

公民連携の新たなビジネスモデル創出

横浜市では、地域の新聞社やテレビ局によるコンソーシアム「横浜メディアビジネス総合研究所」と市が連携し、「横浜共創オープンイノベーションフォーラム」を、2018年4～9月に4回実施。地域や社会の課題を解決するビジネスモデルの創出を目的に、横浜でSDGsに取り組む意味や地元企業との共創について議論しています。

詳細はこちら <http://ymbl.yokohama/>



ローカル指標の設定

SDGsでは、目標達成に向けた進捗状況を測るため約230の指標が提案されています。自治体におけるSDGsの取組を推進するため、これらを活用しつつ、地域の状況を鑑み、自身の取組を適確に測定可能な独自の指標を設定することが重要です。2018年6月に選定したSDGs未来都市においても、指標(KPI)を設定して、SDGsの達成に向けた取組を推進しています。

2018年度「SDGs未来都市」選定証授与式

安倍総理大臣から、選定された29の自治体にSDGs未来都市選定証が授与されました。

